

エスキロールと1838年法—— 精神医学における神話・制度・権力の形成

ピネルからエスキロールへ、
七月王政から第三共和政へ

Esquirol et la loi de 1838
Mythe, institution et pouvoir dans la psychiatrie française

松石 竹志 Takeshi Matsuishi, M.D., Ph.D.

Final v23 · September MMXXVI

第23版（2026年9月）。本稿は姉妹論文「1838年法の政治経済学」と対をなす。本稿は国家・法制・専門職の側から、姉妹論文は世帯と地域の側から1838年法を扱う。

要旨 Abstract

【日本語要旨】 1838年6月30日のフランス精神疾患患者法（通称「エスキロール法」）は、フランス精神医療の基本法として152年にわたり機能し続け、19世紀後半以降のヨーロッパ各国の精神保健法制に広範な影響を及ぼした。本稿は、この法に理論的基盤を提供したジャン＝エティエンヌ＝ドミニク・エスキロール（Jean-Étienne-Dominique Esquirol, 1772–1840）の生涯と業績を、政治史・思想史・神話論の三つの観点から再構成する。主に依拠するのは、ジャック・ポステル『精神医学史要素』（2007）、グラディス・スウェイン『狂気の主体』（1977）、ガラベ／ポステルによるピネルについての解題（Encyclopædia Universalis, 2015）、ロベール・カステル『L'Ordre psychiatrique』（1976）、ジャン・ゴールドスタイン『慰めと分類』（*Console and Classify*, 1987）である。エスキロールを人道主義的改革者として理想化するか、権力志向の野心家として糾弾するかという従来の二者択一をとらず、二つの側面が分かちがたく結びついた「逆説的現代性」の人物として彼を描く。

本稿は三部から成る。第一部「革命から制度へ——エスキロールの権力獲得過程」では、トゥールーズの裕福な商人の家に生まれ、聖職者を志しながら革命の混乱を経て医師に転じたエスキロールが、師フィリップ・ピネル（Philippe Pinel, 1745–1826）の後継者となり、フランス精神医学界の頂点に立つまでを追う。1818年の報告書（『覚書』）は、精神疾患患者の悲惨な処遇を自費で全国調査して告発した文書であると同時に、精神科医の権限の拡大を正当化する政治文書でもあった。本稿

はこの二面性を示す。1822年の医学部粛清でピネルが事実上の引退を強いられた直後に、エスキロールは大学視学官に任命された。しかし後継者の地位はすでに1811年にピネル自身の推挙によって定まっており、この任命を可能にしたのは、1818–21年に内務省の精神病者施設改革の事業のなかで築いた官僚との人脈であった。したがって本稿は、1822–23年の継承を、政治的粛清の副産物としてではなく、ピネル・サークルがロワイエ＝コラルとの競争に勝ち残った過程として記述する。

第二部「七月王政と1838年法——時代が制度を必要とした」では、1838年法に至る過程を、診断・治療・施設管理の三つの権限が精神科医の手に集まっていく過程として分析する。扱うのは、モノマニア理論を介した法廷への進出、シャラントンの臨床実践の実態（施設の社会的性格と、観察記録が体系的でなかったこと）、ベンサムのパノプティコン構想の精神病院への応用と隔離理論、そして県知事が強制入院を決定するという1838年法の核心である。殺人モノマニアを法廷に持ち込んだのは弟子ジョルジェであり、エスキロールが1827年の『殺人モノマニアについての覚書』でこれを追認したのは、1821年に全国施設計画が棚上げされて行政の経路が閉ざされた後であった。精神医学にとって、法廷の経路と行政の経路は互いに代わりとなる関係にあった。第七章は、1838年法を国家の側から見直す。ギゾーに代表される七月王政の統治理念（理性ある市民の秩序、能力による代表）、内務省と県知事による行政国家の論理、1837–38年の議会審議における司法権と行政権の管轄争い、そして民法典の禁治産が守っていた家族と財産の私

法秩序に対する、行政収容という公法の側からの介入を、主にカステルに依拠して再構成する。エスキロールの医学は、行政の要請に「行政化可能な」形式を与え、裁判所を通さずに身体を自由を制限することを科学の名で追認する役割を果たした。ただし、国家という上からの要請と、収容を求めた世帯という下からの需要とは、それだけでは出会わない。両者を一つの法文に結びつけたのは、この二十年のあいだに形成された中間の層である。すなわち、エスキロールが1817年の臨床講義から育てて地方の施設に配置した弟子たちの職能集団、キリスト教道德協会に発する内務省の行政官僚、そして禁治産の関門を守った司法専門職である。7.5 節ではゴールドスタインに依拠して、医師の決定の背後に行政の作用を隠すという精神科医と行政官の同盟の定式（「隠された行政」）が、1818年の『覚書』から1830年代の弟子たちの実行を経て1838年の法文に至る過程と、司法専門職の抵抗が少数派に終わる過程とを再構成する。エスキロールが確立したのは個人の権力というよりも、国家と世帯のあいだに立つ一つの専門職層の位置であった。収容を下から求めた世帯と地域の側の分析は、姉妹論文「1838年法の政治経済学」に委ねる。

第三部「第三共和政とピネル神話の完成——世俗的聖人伝の創造」では、エスキロールの死後に完成するピネル神話が、国民に向けたプロパガンダの装置として働いたことを分析する。

1876年のトニー・ロベール＝フルーリーの絵画、1885年7月13日（革命記念日の前日）のサルペトリエール前ピネル像の建立、フェリー法にもとづく世俗的道德教育への組み込みを通じて、ピネル神話は精神医学界の内部の記憶からフランス国民全体の集合的記憶へと格上げされた。神話は革命期から王政復古期、七月王政、第三共和政の三段階を経て形成され、各段階で異なる政治的必要に応えながら制度を正統化した。

神話形成について本稿が新たに掘り下げるのは、スキピオン・ピネル（Scipion Pinel, 1795–1859）が1836年に父フィリップ・ピネルの言葉として創作した「クートンとの対決場面」——フランス精神医学の創始神話のなかで最も劇的なエピソード——の背景である。この創作は、父が現実には恐怖政治から身を隠していたという史実を、恐怖政治と対決した英雄譚へと反転させたものである。スキピオン自身は、ブルセ

（François-Joseph-Victor Broussais, 1772–1838）の器質論的精神病理学に転向し、父の理論の核心であった道德療法

（*traitement moral*）を実質的に放棄していた。そのため息子は、父の著作は忘却に任せ、父の行政的・博愛的・解放的な行為だけを顕彰するというやり方でしか、父の記憶を救うことができなかった。本稿は、劇的に仕立てられた英雄譚が、息子の理論上の「裏切り」を埋め合わせる記憶の装置として作られたという解釈を提示する。神話の形成には、政治的需要、世代間の理論的断絶、個人的な記憶の政治という複数の力が交わっていた。

結論部では、1838年法の国際的影響（イギリスの1845年精神病院法 *Lunacy Act*、ベルギー・イタリア・オランダ等への波及）と、20世紀後半以降のフランス国内における三度の法改正（1990年6月27日法、2011年7月5日法、2013年9月27日法）を整理する。これらはいずれも患者の権利擁護の方向への改正であり、とくに2011年法は、自由・拘禁判事（*juge des libertés et de la détention*）による司法審査を義務づけ、1838年以来初めて強制入院に体系的な司法的統制を導入した。しかし、強制的な精神科治療という制度そのものは、形を変えながら現在まで存続している。

キーワード：ジャン＝エティエンヌ＝ドミニク・エスキロール、1838年法、フィリップ・ピネル、ピネル神話、スキピオン・ピネル、神話の三段階的形成、フランソワ＝ジョゼフ＝ヴィクトル・ブルセ、器質論、道德療法、フランス精神医学制度史、ジャック・ポステル、グラディス・スウェイン、強制入院、ベンサムのパノプティコン、七月王政、ギゾー、行政国家、権力分立、禁治産と民法典、ロベール・カステル、専門職化、エスキロール・サークル、中間層、ジャン・ゴールドスタイン、キリスト教道德協会、隠された行政、第三共和政、フェリー法、逆説的現代性

Abstract (English)

The French Law of 30 June 1838 on the insane—commonly known as the “Esquirol Law”—served for 152 years as the basic statute of French psychiatric care and exerted a wide influence on mental-health legislation across Europe from the later nineteenth century onward. This paper reconstructs the life and work of Jean-Étienne-Dominique Esquirol (1772–1840), who supplied the theoretical foundation of that law, from three angles: political history, intellectual history, and the analysis of myth. It draws chiefly on Jacques Postel (*Éléments pour une histoire de la psychiatrie occidentale*, 2007), Gladys Swain (*Le Sujet de la folie*, 1977), the *Fiche de lecture* on Pinel by Garrabé and Postel (*Encyclopædia Universalis*, 2015), Robert Castel (*L'Ordre psychiatrique*, 1976), and Jan Goldstein (*Console and Classify*, 1987). Rather than choosing between the humanitarian reformer and the power-seeking careerist, the paper portrays Esquirol as a figure of “paradoxical modernity” in whom the two sides are inseparably joined.

The paper has three parts. **Part I, “From Revolution to Institution: Esquirol’s Acquisition of Power,”** follows Esquirol—born into a wealthy merchant family of Toulouse, first destined for the priesthood, and turned toward medicine by the upheavals of the Revolution—as he became the successor of his master Philippe Pinel (1745–1826) and rose to the head of French psychiatry. His report of 1818 (the *Mémoire*), based on a tour of

France made at his own expense, denounced the wretched condition of the insane; it was at the same time a political document that justified a wider authority for the psychiatrist, and the paper brings out this double character. Immediately after the purge of the Paris Faculty of Medicine in 1822, which forced Pinel into de facto retirement, Esquirol was appointed *inspecteur de l'université*. Yet his position as successor had been settled as early as 1811 on Pinel's own recommendation, and the appointment was made possible by the bureaucratic connections he had built in 1818–21 through the Ministry of the Interior's project for reforming the institutions for the insane. The succession of 1822–23 is therefore described not as a by-product of the political purge but as the outcome of the Pinel circle's rivalry with Royer-Collard.

Part II, "The July Monarchy and the Law of 1838: An Age in Need of an Institution," analyses the road to the 1838 law as the gathering of three powers—diagnosis, treatment, and the management of the institution—in the psychiatrist's hands. It examines the entry of psychiatry into the courtroom through the doctrine of monomania, the realities of clinical practice at Char-enton (the social character of the establishment and the unsystematic nature of its case records), the application of Bentham's Panopticon scheme to the asylum together with the theory of isolation, and the core of the 1838 law, committal by decision of the prefect. It was Esquirol's pupil Georget who carried homicidal monomania into the courts; Esquirol endorsed it in his *Note sur la monomanie homicide* of 1827 only after the national asylum plan had been shelved in 1821 and the administrative route closed. For the new specialty, the judicial route and the administrative route were alternatives. Chapter VII re-examines the law from the side of the state: the governing ideology of the July Monarchy represented by Guizot (an order of reasonable citizens, representation by *capacités*), the logic of the administrative state embodied in the Ministry of the Interior and the prefects, the parliamentary debates of 1837–38 read as a jurisdictional struggle between the judiciary and the administration, and administrative committal as an intrusion of public law into the private-law order of family and property that the Civil Code's *interdiction* had protected. Drawing chiefly on Castel, the chapter argues that Esquirol's medicine gave the administration's demand an "administrable" form and served as the scientific ratification that allowed personal liberty to be restricted without passing through the courts. The de-

mand from above (the state) and the demand from below (the households that sought confinement) did not, however, meet of their own accord. They were connected by an intermediate stratum formed over these two decades: the professional group of pupils whom Esquirol trained from his clinical course of 1817 and placed in provincial asylums, the administrators of the Ministry of the Interior who came out of the Société de morale chrétienne, and the judicial profession that guarded the gate of *interdiction*. Drawing on Goldstein, section 7.5 reconstructs how the formula of the alliance between psychiatrists and administrators—the "hidden administration," in which the working of the administration is concealed behind the physician's decisions—passed from the *Mémoire* of 1818 through the practice of Esquirol's pupils in the 1830s into the text of the law of 1838, and how the resistance of the judicial profession was reduced to a minority. What Esquirol established was less a personal power than the position of a professional stratum standing between state and household. The analysis of the households and regions that demanded confinement from below is left to the companion paper, "The Political Economy of the Law of 1838."

Part III, "The Third Republic and the Completion of the Pinel Myth: The Making of a Secular Hagiography," analyses how the Pinel myth, completed after Esquirol's death, worked as an instrument of national propaganda. Through Tony Robert-Fleury's painting (1876), the unveiling of the Pinel statue in front of the Salpêtrière on 13 July 1885 (the eve of Bastille Day), and its incorporation into the secular moral education established under the Ferry Laws, the myth was raised from the internal memory of the psychiatric profession to the collective memory of the French nation. The myth was formed in three stages—from the Revolution to the Restoration, under the July Monarchy, and under the Third Republic—and at each stage it legitimized the institution while answering a different political need.

On the formation of the myth, the paper looks more closely at the background of the "confrontation with Couthon"—the most dramatic episode in the founding myth of French psychiatry—which Scipion Pinel (1795–1859) composed in 1836 and presented as his father's own words. The composition turns the historical fact that Philippe Pinel was *hiding from* the Terror into a heroic tale of *confronting* the Terror. Scipion himself had gone over to the organicist psychopathology of François-Joseph-Victor Broussais (1772–1838) and had in effect abandoned the moral treatment (*traitement*

moral) that was the core of his father's theory. He could therefore rescue his father's memory only by leaving the father's books to oblivion and celebrating his administrative, philanthropic, and liberating deeds. The paper proposes the interpretation that the dramatized heroic tale was constructed as a device of memory compensating for the son's own theoretical "betrayal." Several forces thus crossed in the making of the myth: political demand, a theoretical rupture between generations, and a personal politics of memory.

The concluding section surveys the international influence of the 1838 law—the English *Lunacy Act* of 1845 and comparable legislation in Belgium, Italy, and the Netherlands—and the three French reforms of the late twentieth and early twenty-first centuries: the laws of 27 June 1990, 5 July 2011, and 27 September 2013. All three moved toward the protection of patients' rights; in particular, the 2011 law made review by the *juge des*

libertés et de la détention mandatory and so introduced, for the first time since 1838, systematic judicial control over involuntary hospitalization. Yet compulsory psychiatric treatment as such has persisted, in changed forms, to the present day.

Keywords: *Jean-Étienne-Dominique Esquirol; the Law of 1838; Philippe Pinel; the Pinel myth; Scipion Pinel; three-stage formation of myth; François-Joseph-Victor Broussais; organicism; moral treatment; institutional history of French psychiatry; Jacques Postel; Gladys Swain; involuntary commitment; Benthamite panopticism; July Monarchy; Guizot; administrative state; separation of powers; interdiction and the Civil Code; Robert Castel; professionalization; the Esquirol circle; intermediate stratum; Jan Goldstein; Société de morale chrétienne; hidden administration; Third Republic; Ferry Laws; paradoxical modernity*

目次 — — CONSPECTUS

第一章 ビネル神話の創作過程——真実の歪曲と政治的利用	6
1.1 歴史的事実と神話の乖離	6
1.2 エスキロールによる神話の政治的利用	6
1.3 スキピオ・ビネルによる神話の完成	7
第二章 野心的青年エスキロールの肖像	9
2.1 トゥールーズの商人階級——社会的上昇への渴望	9
2.2 家族の政治的悲劇と野心の源泉	9
2.3 パリでの人脈形成	9
第三章 ビネルとの出会いと師弟関係の変質	9
3.1 運命的な出会いと初期の協力関係	9
3.2 私立診療所の成功	9
3.3 サルペトリエールでの地位確立と師弟関係の変質	9
第四章 王政復古期における権力基盤の構築と1818年報告書の二面性	10
4.1 教育界への進出と1818年報告書	10
4.2 1822年の政治的粛清と師との決別	10
第五章 診断を通じた権力行使——モノマニア理論とシャラントンの臨床実践	11
5.1 モノマニア概念の形成	11
5.2 法廷への進出	12
5.3 シャラントンにおける臨床実践——施設の社会的性格と観察記録の非体系性	13
第六章 権力の制度的完成——隔離理論と1838年法	14

6.1 パノプティコンから精神病院へ	14
6.2 隔離理論の完成	14
6.3 1838年法の制定	14
第七章 七月王政の統治構造と1838年法——理性の統治、行政国家、民法典	15
7.1 オルレアニズムと「理性の統治」	15
7.2 行政国家の論理——内務省・県知事・衛生学者	16
7.3 管轄権の争い——司法権対行政権	18
7.4 民法典体制への公法的介入	19
7.5 中間層の形成——職能・官僚・司法	20
7.6 小括——医学を統治技術に接ぎ木する	24
第八章 ブルジョワ社会の到来と文学者たちの社会診断	25
8.1 七月革命とブルジョワ社会の精神的矛盾	25
8.2 スタンダール——心理的リアリズムによる社会分析	25
8.3 バルザック——『人間喜劇』としての病理学	26
8.4 ユーゴー——社会的悲惨への告発	26
8.5 トクヴィル——『回想録』の政治的証言	26
第九章 第三共和政の思想的基盤——科学・理性・反教権主義	27
9.1 普仏戦争の衝撃と共和国の再建	27
9.2 フェリー法と世俗的教育の確立	27
9.3 共和国が必要とした「世俗的聖人」	27

第十章 ビネル神話の視覚的創造——ロベール＝フルーリーの絵画とその政治的文脈	28
10.1 政府の委嘱と画家の選択	28
10.2 絵画の構図と政治的メッセージ	28
10.3 サルペトリエールへの恒久展示と場所の神話化	28
10.4 複製の大量流通と視覚的プロパガンダ	29
第十一章 学校教育と記念碑を通じたビネル神話の制度的浸透	29
11.1 世俗的道德教育におけるビネルの位置づけ	29
11.2 記念碑の建立——神話の石化	29
11.3 プロパガンダの三層構造	30
11.4 反教権主義との連動——「科学の光」対「宗教の闇」	30

11.5 ビネルの「実像」との乖離の深化	31
第十二章 神話が制度を支える——ビネル神話の構造的分析	31
12.1 神話の三段階的形成過程	31
12.2 神話の構成的機能——「嘘」と「真実」の彼岸	31
12.3 神話による批判の封じ込め	32
12.4 結語——神話と制度の循環構造	32
結論 エスキロールの逆説的現代性	32
一人の人間の中の野心と使命	32
神話の三段階的形成と制度の正統化	33
時代の子としてのエスキロール	33
1838年法の国際的影響と法改正の歩み	34

序論・時代の子としてのエスキロール

1799年、一人の青年がパリに到着した。トゥールーズの裕福な商人の息子でありながら革命の混乱で財産を失い、王党派蜂起に参加して処刑された兄の記憶を胸に秘めたこの青年は、聖職者から医師へと転身を図る野心家であった。彼の名はジャン＝エティエンヌ＝ドミニク・エスキロール。スタンダールの『赤と黒』のジュリアン・ソレルが聖職と軍職の間で揺れたように、バルザックの『ゴリオ爺さん』のラスティニャックがパリの社交界で権力の梯子を登り詰めようとしたように、エスキロールもまた、革命後のフランス社会が生み出した野心と上昇への渴望を体現する人物であった。ただし、彼の舞台は文学のサロンでも法廷でもなく、精神病院という、近代社会が新たに創出しつつあった権力空間であった。

エスキロール（1772-1840）は、1838年6月30日に制定されたフランス精神疾患患者法の理論的基盤を提供した人物として広く知られている。しかし、従来の研究では、彼はしばしば困難な状況下で精神医学の発展に尽力した人道主義的な改革者として描かれてきた。J. Postelの詳細な研究が明らかにしたように^[1]、この理解は歴史的事実の重要な側面を見落としている。エスキロールは単なる医学的革新者ではなく、政治的に巧みで野心的な人物であり、師フィリップ・ビネル（1745-1826）の後継者の座を早くから確保し、政治的再編の受益者となり、ビネルの「鎖からの解放」神話を政治的に利用することを通じて、精神医学という新しい専門職の頂点に立った人物であった。

しかし同時に、彼を冷酷な権力亡者として一面的に描くこともまた、歴史的真相に反する。エスキロールは1818年の報告書において、フランス各地の精神疾患患者の悲惨な境遇を自費で調査し、その結果を痛切な筆致で告発した。犯罪者以下の扱いを受け、藁の上で裸で横たわる患者たちの姿を目撃したとき、彼の中に燃えていたのは権力欲だけではなかったはずである。エスキロールという人間は、野心と博愛、権力への渴望と専門職への真摯な使命感が分かちがたく絡み合った、一人の複雑な人間であった。

「時代は人間を作り、人間は時代を作る」——この弁証法的関係ほど、エスキロールと1838年法との関係を的確に表現する言葉はない。従来の精神医学史研究は、エスキロールを人道主義的改革者として理想化するか、権力志向の野心家として糾弾するかの両極端に分かれる傾向があった。しかし、このような善悪二元論的理解は、彼が生きた時代の複雑さを見落としている。王政復古、七月王政、そして彼の死後に到来する第三共和政——これらの時代は、理想と現実、人道主義と利益追求、科学的進歩と政治的計算が錯綜する、極めて矛盾に満ちた社会であった。エスキロールは、まさにこの矛盾を体現する人物として理解されるべきである。

本稿では、このバルザック的な野心家の生涯を、権力獲得の観点から批判的に分析しつつ、彼の行動の中に常に共存していた専門職としての使命感と時代の要請への応答という側面を、統合的に描写する。さらに、エスキロールの死後に第三共和政が完成させたビネル神話のプロパガンダを分析し、神話が制度を正統化し、制度が神話を必要とするという循環的構造を明らかにする。エスキロールの事例が

現代に投げかける核心的な問い——善意に基づく制度改革がいかにして権力の集中と社会統制をも生み出すのか、そしてその逆説は克服可能なのか——は、彼の人物像を面的に裁断することからではなく、その複雑さを直視することからのみ、真に生産的な形で提起されうるのである。

本稿の視座について、あらかじめ一つの構図を宣言しておく。1838年法は、それを必要とした国家の側と、収容を求めた世帯と地域の側との、上下二つの要請が出会った地点に成立した。しかし上からの要請と下からの需要は、それ自体では出会わない。両者を一つの法文に結びつけたのは、この二十年のあいだに形成された中間の層——精神医学の職能集団、内務省と県知事の行政官僚、そして禁治産の関門を守っていた司法の専門職——であり、精神科医の層を作ったのがエスキロールであった。本稿は上の側——七月王政の統治理念、司法権と行政権の管轄争い、民法典の私法秩序への公法的介入（第七章 7.1–7.4）——と、この中間層の形成（7.5）とを扱い、下の側——世帯経済の防衛限界、相続慣行と家族類型の地域差、都市と農村の二重構造、法を受け止めた県の実施状況——は姉妹論文「1838年法の政治経済学」に委ねる。エスキロール個人の野心と使命は、この三層の構図のなかに置かれてはじめて、その歴史的な重さを測ることができる。

第一部 革命から制度へ

エスキロールの権力獲得過程

◆ 第一章 ピネル神話の創作過程——真実の歪曲と政治的利用

1.1 歴史的事実と神話の乖離

「鎖からの解放」神話の分析に入る前に、まずピネル自身が革命期にどのような立場にあったかという史実を確認しておく必要がある。Encyclopædia Universalis の電子叢書「Les Fiches de lecture d'Universalis」の一巻として Garrabé と Postel が刊行したピネル『精神疾患もしくは躁病に関する医学哲学論』のフィッシュにおいて^[60]、Postel が簡潔に整理しているところによれば、旧体制下では十分に恵まれなかったピネルは、革命思想を熱狂的に受け入れた人物であった。1793 年 1 月のルイ十六世処刑に際しては、「同区画の他市民とともに」武装して整然たる礼拝に参加している。しかし彼は「穏健派」ブルジョワであり、テロルを受け入れることはなかった。彼の逮捕を恐れた友人

トゥーレ（Michel-Augustin Thouret, 1748–1810）^{注1}が、彼を匿うべくピセートル病院の医師に任命した結果、ピネルは 1793 年 9 月 11 日からテルミドール 9 日の翌日（1794 年 7 月 28 日）まで、同病院に潜伏することになる。ピネルがピセートルにいた時期——後に「鎖の解放者」として神話化される時期——は、実際には、彼自身が恐怖政治から身を隠していた時期と完全に一致するのである。

この史実を念頭に置くと、ピネルが「鎖の解放」を自らの手柄とはしなかった理由が、新たな光のもとに見えてくる。彼にとってピセートルでの日々は、英雄的解放の場ではなく、政治的に身を潜める場として始まったのである。

フィリップ・ピネルによる「鎖からの解放」は、フランス精神医学史における最も有名な出来事とされているが、これは19世紀前半に創作された神話である^[2]。実際のピネル自身の記述によれば、彼は鎖の撤去を自分の手柄とは考えていなかった。

『医学哲学論考』第2版（1809年）でピネルは次のように記している^[3]：

革命の最初の数年間、ピセートルで医師としての職務に就いていたとき、この野蛮で日常的な習慣の幸福な終焉を見届けることができなかったのは、非常に残念なことであった。しかし、その一方で私は平穏であり、この施設の監督官（ムッシュー・プッサン）の手腕に頼っていた。彼は、真の原則を無視したこの習慣に終止符を打つことに少なからぬ関心を抱いていた。幸いなことに、彼は2年後（共和暦6年大祭4日）に成功した。

この記述は明確に、鎖の撤去を監督官プッサンの功績としている。ピネルにとって、この問題は「些細なことであり、究極的には二次的なもの」であった^[4]。

1.2 エスキロールによる神話の政治的利用

エスキロールが最初にこの「鎖からの解放」を政治的に利用したのは、1805年の学位論文『情念について』においてである^[5]。ここで彼は「もはや狂信者は凶暴な獣のように鎖で拘束されることはない」と記し、師の功績として「鎖からの解放」を強調した。

しかし、1818年の『医学科学辞典』の記事「精神病院」では、エスキロールの論調は微妙に変化している^[6]。彼は次のように記している：

当時の思想が、ピセトルで精神異常者に重荷を負わせ、苛立たせていた鎖を断ち切ることの重要性を歪めていた。学識ある医師であり不幸の友であった彼が成し遂げた成功は、扇動者たちの戦利品となった。

G. Swainが指摘するように、この記述は「神話的な構造物が自らを矛盾から守るための最高の策略」を示している^[7]。エスキロールは、革命的理想への距離を示すことで、王政復古期の政治的雰囲気に対応しようとしていたのである。

1.3 スキピオ・ピネルによる神話の完成

ピネルの息子スキピオ・ピネル（1795-1859）は、1836年の『精神病患者の衛生管理に関する完全な論考』において^[8]、父の「解放」神話を劇的な物語として完成させた。この版では、革命期の恐怖政治の象徴的人物であるジョルジュ・クートン（Georges Couthon, 1755-1794）^{注2}とピネルの対決が詳細に描かれている。

スキピオの創作による「クートンの訪問」の場面は次のように描写されている：

両下肢が不自由なクートンは、まるで人間の分身が別の肉体の上に乗っかっているようであり、その奇形の高みから、女性のような柔らかな声で、情け容赦のない宣告、死の宣告を下す^[9]。

この対決場面が後代へどのように伝承され、正典化されていったかを示す一級の資料が、ピネルの縁戚（ピネルの弟の孫）でみずからもサルペトリエール元インターンの精神科医であったルネ・スメレーニュ（René Semelaigne, 1855-1934）による伝記『フィリップ・ピネルとその業績——精神医学の観点から』（1888）である^[65]。同書はスキピオンの死後約三十年、ピネル像除幕（1885 年）の三年後という顕彰の時代に、一族の手によって書かれた最初の本格的伝記であり、以後 19 世紀末から 20 世紀の伝語圏ピネル叙述の標準的典拠となった。その第 34-35 頁で、スメレーニュはスキピオンの創作した対決場面を、完成された対話体の物語として——史料批判の痕跡を一切とどめずに——再現している。

スメレーニュの叙述によれば、状況は次のように設定される。ピセトル着任当時、「多数の精神病患者を拘束するための鉄鎖の使用は、ピネルの言うところでは、なお全盛のうちにあった」。しかし鎖の廃止のためには中央事務局（Bureau central）の許可のみならず、「猜疑心が強く、

その絶対的権威に嫉妬深い」コミューンの同意が必要であった。「マラーの精神がそこをなお支配していた。容疑者法は消えていなかった。九月虐殺の記憶が慎重さを命じていた」。ピネルは数日のうちに再度の陳情を決意し、幾度もコミューンに出頭して請願と抗議を重ねた——そしてここに、あの対決が置かれる^[65]：

Le président de la Commune était alors le paralytique Couthon, qui, voyant partout des embûches, traita sans plus de façon Pinel d'aristocrate. « Malheur à toi, lui dit-il, si tu nous trompes, et si parmi tes fous tu caches des ennemis du peuple. » Pinel, sans s'émouvoir, lui répliqua que ce qu'il avançait était l'expression de la vérité, et que sa mission était toute médicale. « Nous verrons bien, » lui fut-il répondu, et le lendemain, le fougueux conventionnel se faisait transporter à Bicêtre. Chacun trembla à son aspect. Il était porté à bras d'hommes. Pinel le conduisit aussitôt dans le quartier des agités, où la vue des loges l'impressionna péniblement. Il voulut interroger tous les malades. Il ne recueillit de la plupart que des injures et des apostrophes grossières. Il était inutile de prolonger plus longtemps l'enquête. Se tournant alors vers Pinel : « Ah ça, citoyen, est-ce que tu es fou toi-même de vouloir déchaîner de pareils animaux ? » Pinel lui répondit avec calme : « Citoyen, j'ai la conviction que ces aliénés ne sont si intraitables que parce qu'on les prive d'air et de liberté. — Eh bien, fais-en ce que tu voudras ; mais je crains bien que tu ne sois victime de ta présomption. » Et là-dessus, on transporta Couthon dans sa voiture.^[65] 当時コミューンの議長は麻痺者クートンであった。彼はいたるところに罠を見て取り、ピネルを頭ごなしに貴族主義者と決めつけた。「災いあれ、汝に」と彼は言った。「もし我らを欺き、汝の狂人どものなかに人民の敵を匿っているならば。」ピネルは動じることなく、自分の申し立ては真実の表明であり、自分の使命は純然たる医学的なものであると答えた。「よかろう、見せてもらおう」との返答があり、翌日、この激烈な国民公会議員はピセトルへ自身を運ばせた。その姿を目にして誰もが震え上がった。彼は人の腕に担がれて運ばれていたのである。ピネルはただちに彼を興奮患者の区画へ案内したが、独房（ロージュ）の光景は彼に痛ましい印象を与えた。彼はすべての病者を尋問しようとした。だが大多数からは罵詈雑言と粗野な悪態しか返ってこなかった。これ以上査問を続けても無益であった。そこで彼はピネルの方へ向き直って言った。「おいおい市民よ、こんな獣どもを解き放とうとは、貴様自身が狂っているのではないか。」ピネルは冷静に答えた。「市民よ、私は確信し

ています。この精神病患者たちがかくも手に負えないのは、空
 気と自由を奪われているからにほかならない、と。」——
 「よろしい、好きにするがよい。だが貴様が自らの思い上が
 りの犠牲となりはせぬかと、わしは大いに危ぶむがな。」こ
 うしてクートンは自分の馬車へと運ばれていった。(拙訳)

スメレーニュはさらに続ける。クートンの退去は「安堵」
 であり、人々は息をついた。「偉大な博愛家 (*le grand philanthrope*) はただちに仕事に取りかかり、同じ日のう
 ちに、治療の改革が少数の精神病患者に適用された」。戸外
 に連れ出され、太陽を目にして「ああ、なんとよいもの
 か!」と叫んだ最初の解放者の一人は、四十年間監禁され
 ていたイギリス人士官であった、と^[65]。恐怖の権化との対
 決、勝利、即日の解放、四十年ぶりの太陽——聖人伝
 (*hagiographie*) の文法が、ここに完全な形で揃ってい
 る。

この叙述をスキピオンの 1836 年版と対照するとき、伝承の
 系譜が明瞭になる。クートンの「貴様自身が狂っているの
 ではないか」という難詰も、ピネルの「空気と自由を奪われ
 ているから」という応答も、スキピオンが父の口を借り
 て創作した対話をほぼ逐語的に踏襲したものである。すな
 わちスメレーニュ 1888 年は、息子の創作を一族公認の歴史
 として固定化した決定的な中継点なのであり、「クートン
 対決」はここで、出典を問われることのない正典的テクス
 トの地位を獲得した。しかも物語は伝承の過程で細部を整
 えられてもいる。スキピオンの原話が「1792 年のピセー
 トル」と題されていたのに対し、スメレーニュは場面をピネ
 ルの着任 (1793 年 9 月 11 日) 後に置く——年代そのものが
 版ごとに揺れ動くという事実は、これが記録ではなく伝説
 であることの内在的徴表にほかならない。さらにスメレー
 ニュはクートンを「コミューンの議長 (*président de la Commune*)」と呼ぶが、史実のクートンは国民公会議
 員・公安委員会委員であって、パリ・コミューンの議長職
 に就いたことは一度もない。官職表記のこの不正確さもま
 た、物語が行政文書ではなく口承的・文学的経路を通して
 形成されたことを示している。

しかし、スキピオンが創作しスメレーニュが正典化したこ
 の英雄的対決の場面は、歴史的事実においては成立しえな
 いものであった。第 1.1 節で確認したように、史実のピネ
 ルはまさにこの時期、テロルを拒む穏健派ブルジョワとしてピ
 セートルに潜伏していた——その潜伏期間の終わりは 1794
 年テルミドール 9 日の翌日、つまり注2に記したクートン処
 刑のまさにその日に重なる。スキピオの創作は、父が恐怖

政治から逃れていた史実を、恐怖政治と対決した英雄譚へ
 と反転させたものに他ならない。クートンが対決者として
 登場する場面は、もとより歴史的記録ではなく、息子によ
 る父の劇画化の極限的形象である。

この劇画化の背景には、ジャック・ポステルが詳細に分析し
 た、より深層の事実がある^[1]。スキピオン・ピネル (1795–
 1859) は、医師としての方向性において、父の業績の核心
 であった道徳療法・心理療法の路線を継承せず、ブルセ
 (François-Joseph-Victor Broussais, 1772–1838)^{注3}の器
 質論的精神病理学に強く傾倒していた。ブルセが 1816 年に
 刊行した『広く採用されている医学的教説の検証』

(*L'Examen de la doctrine médicale généralement adoptée*) は、ピネルの病因論・治療論・分類論のすべて
 を徹底的に批判した著作で、Peisse の証言によれば「シ
 エースのパンフレット『第三身分とは何か』が 1789 年に与
 えたと同じ衝撃」を医学界にもたらし、当時「医学的な
 1789 年 (*un 89 médical*)」と呼ばれた。スキピオはこの
 「医学的 89 年」の進歩的學生としてブルセの講義に通い、
 精神疾患を脳病として明示するために「セレブリー
 (*cérébries*)」と呼ぶことを主張する徹底的な器質論者で
 あった。すなわち、父ピネルが切り開いた——精神異常者
 を「対話可能な主観性をもつ存在」として認め、その理性
 の残余に働きかけるという——道徳療法の理論的革新を、
 息子スキピオ自身は実質的に放棄していたのである。

ここに、ポステルが明らかにしたスキピオの構造的アポリ
 アがある。父の理論的業績——『医学哲学書』(*Traité
 médico-philosophique*) に結実した精神医学の真の革新
 ——を、息子はもはや信奉していない。にもかかわらず、息
 子としてその記憶を顕彰せねばならない。この相克から導
 き出された解決が、父を「理論の人」から「英雄的行為の
 人」へと書き換える戦略であった。すなわち、ポステルの定
 式を借りれば、「父の医学＝哲学的業績への激しい批判に
 同意した息子は、父の書物を忘却に委ね、父の行政的・博
 愛的活動のみを称揚することによってしか、父の記憶を救
 うことができなかった」^[1]。父の本(書物)は忘れ去り、
 父の解放的・人道的行為のみを際立たせる——この二重操
 作によって、息子は自らの器質論への転向を保持しつつ、
 父の名誉を救うことができたのである。

したがって、1836 年版で創作された「クートンとの対決」
 は、この戦略の極限的形象として理解されねばならない。
 父の真の革新(道徳療法)を信じない息子が、その喪失を
 補償するために構築した代替的記憶装置——それがこの英

雄譚なのである。スキピオの「裏切り」は、単に歴史的事実を歪曲したという表層的なものではなく、父の理論的核心を放棄しながらその記憶を別の形式（英雄的行為）へ置換するという、より深層的かつ構造的な性格を持っていた。神話形成の動力学には、こうした世代間の理論的断絶——精神医学黎明期に潜在していた、心理的アプローチと器質論的アプローチとの根本的対立——が密接に絡んでいたのである。

この劇的な描写は、ピネルを「革命の善き側面」を体現する人物として位置づけ、同時に恐怖政治への嫌悪を表現する政治的メッセージを含んでいた。注目すべきは、神話形成の素材としての歴史的真相——ピネルが実際に穏健派でテロルを拒否したという史実——が、スキピオの手によって英雄的に潤色され、政治的に流通可能な物語へと加工されたことである。神話は無からの捏造ではなく、実像のなかから時代が必要とする側面を選択的に増幅した結果として理解されねばならない。この素材論的視座は、本稿後半（第十一章および第十二章）で再び立ち返ることになる。

◆ 第二章 野心的青年エスキロールの肖像

2.1 トゥールーズの商人階級——社会的上昇への渴望

エスキロールは1772年、トゥールーズの裕福な商人の家に生まれた^[10]。18世紀末のフランスでは、商人階級は貴族や聖職者に次ぐ社会的地位を占めていたが、真の権力からは排除されていた。当初、エスキロールは聖職を志していたが、革命の混乱により聖職者の地位が根本的に変化し、医学への転向を決意する。この転換には、変化する社会情勢を敏感に察知した戦略的判断という側面と、同時に、革命がもたらした啓蒙思想——理性の適用による社会問題の解決——への知的共鳴という側面が共存していた。

2.2 家族の政治的悲劇と野心の源泉

エスキロールの野心の源泉の一つは、家族の政治的悲劇にあった。兄フランソワ＝アントワヌは1799年の王党派蜂起に参加して処刑されていた^[11]。この「家族の犠牲」は、後にエスキロールが王政復古期に政治的資本として巧みに利用することになる。革命期の混乱により、裕福な商人の息子でありながら1799年にパリに到着した際には「経済的に困窮していた」という状況も^[12]、彼の権力への渴望を強化する要因となった。

2.3 パリでの人脈形成

1799年にパリに到着した際のエスキロールは、経済的に困窮していたが、巧みに人脈を活用する才能を発揮した。サン・シュルピスの旧知を通じてモレ夫人の庇護を受け、医学を学ぶ機会を得た^[13]。この初期の経験は、純粋な学問的能力だけでなく、適切な人脈と庇護者の重要性を痛感させ、以後一貫して政治的・社会的ネットワークの構築に注力することになる。

◆ 第三章 ピネルとの出会いと師弟関係の変質

3.1 運命的な出会いと初期の協力関係

1800年、エスキロールはサルペトリエール病院でフィリップ・ピネルと運命的な出会いを果たす^[1]。両者の関係は当初極めて良好であった。ピネルは若い弟子を「信頼できる有能な協力者」として遇し、1802年の『臨床医学』の執筆を委ねた^[15]。ピネルの道徳療法——患者との個別的な対話を通じて理性を回復させるという理念——は、若きエスキロールに深い感銘を与え、精神疾患患者を人間として尊重する基本的態度を植えつけた。

3.2 私立診療所の成功

同年のピュフォン通り8番地での私立診療所開設支援は、エスキロールの経済的基盤確立を可能にした^[16]。20床という小規模にもかかわらず、1802-1803年の最初の年に135人の患者を受け入れ、治癒率60%という驚異的な成果を上げた。ピネルは自著『哲学的疾病分類学』第2版（1802年）で、エスキロールの施設を「フランスで非常に有名で、多くの外国人学者が訪れる」施設として賞賛した^[17]。

3.3 サルペトリエールでの地位確立と師弟関係の変質

1811年のブッサン死後、エスキロールはサルペトリエール病院の医師監督官に就任した^[18]。G. SwainとM. Gauchetが指摘するように、「医師でない経験主義者から医師への交代は、これまで非医学的とみなされていた仕事の医学化を意味した」^[19]。エスキロールは、この転換を意図的に推進し、医師の専門的権威を確立する戦略的拠点としてサルペトリエールを活用した。しかし同時に、この「医学化」は、患者の処遇が看守や修道者の恣意的判断から、少なく

とも医学的訓練に基づく体系的な観察と記録に移行することを意味してもいた。

◆ 第四章 王政復古期における権力基盤の構築と1818年報告書の二面性

4.1 教育界への進出と1818年報告書

1817年、エスキロールは医学部で初の精神疾患臨床講座を開設した^[21]。これは精神医学の制度的地位確立における戦略的な一手であった。しかし、この教育活動には戦略以上のものがあった。エスキロールが養成した弟子たち——ファルレ、バイヤルジェ、ジョルジェ、モロー・ド・トゥール——は、のちにそれぞれ独自の学問的貢献を果たし、近代精神医学の多様な領域を開拓していった。

エスキロールのキャリアにおいて、野心と博愛が最も密接に交差した瞬間が、1818年の内務大臣への報告書『フランスの精神疾患患者のための施設とその改善方法について』の作成であった^[23]。エスキロールは自費でフランス全土を巡り、精神疾患患者が収容されている施設を一つ一つ訪問した。

人間の最も恐るべき悲慘を経験しているこれらの不幸な人々は、犯罪者よりも酷い扱いを受け、動物よりも悪い状態に追いやられている。私は彼らが裸で、ぼろをまとい、床の冷たい湿気から身を守るために藁しかない状態で横たわっているのを見た^[24]。

この告発の痛切さは、政治的修辭以上のものを含んでいる。この現実を組織的に記録し、社会に告発した最初の人物がエスキロールであったことは、いかなる権力批判をもってしても否定しえない歴史的功績である。同時に、この報告書が精神科医の権力拡大を正当化する効果的な政治文書としても機能したことを看過することはできない。エスキロールの博愛精神が真摯なものであったとしても——そしてそうであったと信ずべき十分な根拠がある——それが同時に権力拡大の道具として機能したという事実は、後に本稿が「逆説的現代性」と呼ぶ問題の原型をなしている。

この報告書がなぜ内務省に届き、なぜ効果を持ちえたのかは、エスキロールの個人的資質だけでは説明できない。ロベール・カステルは、彼が「最初の専門医（*le premier « spécialiste »*）」であったこと——すなわち彼を起点として精神疾患に生涯を捧げるキャリアが成立し、ファルレ、パ

リゼ、フェリユス、ジョルジェ、ヴォワザン、ルーレら、のちにアリエニスト運動の大立者となる者たちが彼の周囲に糾合されたこと——を指摘したうえで、この分離が「医療専門職の再編がむしろその統一の強化へと向かっている時点で」生じた新機軸であったことに注意を促している^[66]

（同書 p. 105）。さらにこの集団は、精神科医の集団としてではなく衛生学者のネットワークとして行政に接続していた。1802年創設のセーヌ県衛生評議会には、パラン＝デュシャトレ、マルク、パリゼ、ヴィレルメラとともにエスキロールが集い、彼は1822年にその議長となる。1829年、マルクとエスキロールの主導で創刊された『公衆衛生・法医学年報』は、編集委員12名のうち7名が同評議会の構成員であった（同書 p. 142）。1818年報告書は、この人的結節点から発せられたのである。

この視点は、後述する1838年法の評価にも及ぶ。カステルによれば、1838年法の公布とともに若い医師たちが各県へ「巡察使（*missi dominici*）」として派遣されたという通説的な物語に対し、「実際には、運動は1838年よりずっと前に始まっていた。この時点で、パリのすべての部局は同学派の代表者によって指揮されていた。任命に関する主導権を握っていたエスキロールは、すでにルーアン、ナント、トゥールーズ、オーセール、レンヌなどに自らの弟子たちを配置していた」（同書 p. 106）。すなわち1818年報告書から1838年法までの二十年は、法がアリエニスト権力を創出した期間ではなく、人事的浸透によって既成事実が積み上げられ、法がそれを追認するに至った期間である。本稿第六章で論じる1838年法の意義は、この時間的順序を踏まえたうえで測られねばならない。

4.2 1822年の政治的肅清と師との決別

1822年11月、パリの学生たちが学長に対する大規模な抗議行動を起こし、シャルル10世政権はこの機会を利用して弾圧的な対応を取った。P. Delaunayが明らかにしたように、これは「技術的改革を装った政治的肅清」であった^{[25][26]}。

1823年2月2日、ピネルは名誉教授に「昇進」させられ、事実上の引退を強いられた^[27]。77歳のピネルにとって、これは屈辱的な処遇であった。そのわずか数日後、エスキロールは大学視学官（*inspecteur de l'université*）——ロワイエ＝コラルが長年務め、教授給の倍にあたる年6000フランを支給された高給の職——に任命された^[78]（同書 p. 138）。時系列だけを見れば、エスキロールが政権との結び

つきを利用して師を葬ったと読むこともできる。しかしこの読みは史料の水準を超えている。

継承そのものは、1822年よりはるか前に決まっていた。1811年、ピュサンの死後、ピネル自身が救済院当局に対し「精神病の研究にもっぱら献身する医師」による後任を要請し、長年の私立施設の経験を根拠にエスキロールを唯一の適任者として推挙している（ゴールドスタインがデュマの学位論文経由で引く救済院文書；同書 p. 124）。1814年に入門し、1819年によく年1200フランの *médecin suppléant* となったフェリユスと比べて、エスキロールは十五年先んじており、ゴールドスタインの言葉を借りれば「精神医学に関してピネルの衣鉢が彼に落ちることに疑いはいえなかった」（同書 p. 128）。ピネル・サークルが対抗していたのはエスキロールではなく、1806年以来シャラントン主任医を務め、1816年に法医学講座を得たアントワヌ＝アタナーズ・ロワイエ＝コラルであり、1818-19年の精神病講座をめぐる医学部の攻防も、この対抗の局面であった（同書 pp. 134-136）。1823年の視学官任命は、*médecine mentale* に敵対的な右派内閣の下で得られたものであるが、それを可能にしたのは、1818年から21年にかけて内務省救済局長ラフォン・ド・ラデバとギゾーの委員会のなかで築かれた官僚的人脈である（同書 pp. 137-138）。エスキロールは1822年の粛清の受益者となった。だがその受益は、自由主義内閣期に精神病者施設の国家化事業を通じて築いた信用の帰結であって、師を排除する工作の帰結ではない。1825年にロワイエ＝コラルが死ぬと、シャラントンは即座にエスキロールに帰した（同書 p. 139）。ピネルからエスキロールへの継承は、こうして、政治的粛清の副産物としてではなく、ピネル・サークルが競争者に勝ち残った過程として完了したのである。

G. Swainの分析によれば、エスキロールは「実際には極めて現代的なテーマであったにもかかわらず、それを古臭いと貶めるために、過去に引き戻そうとした」^[30]。しかし、この理論的対立は単なる政治的な権力争いではなく、治療哲学の根本的相違にも基づいていた。ピネルが重視した個人的対話よりも、制度的・環境的統制による治療効果の方が大きいことを、エスキロールは実践経験を通じて確信するようになっていた。19世紀前半、都市化と産業化の進行に伴い精神疾患患者の数は急激に増加しており、少数の患者を対象とするピネルの道徳療法は、数百人規模の施設では物理的に実行不可能であった。

◆ 第五章 診断を通じた権力行使——モノマニア理論とシャラントンの臨床実践

5.1 モノマニア概念の形成

1805年の学位論文にすでに萌芽が認められるモノマニア概念を、エスキロールは1810年代に体系的に発展させた。

「理性の一部分における限局的な錯乱であり、他の精神機能は正常に保たれている状態」^[14]として定式化されたこの概念は、従来の「全面的狂気」と「完全な理性」という二分法を打破し、精神状態の微細なgradationを認識可能にした学問的革新であった。しかし同時に、精神状態の微細な判定を医師のみが行いうる専門的領域として確立することで、精神科医の社会的権威を飛躍的に拡大させる効果を持っていた。

ただし、この概念がなぜこの時期に、この形で要請されたのかを問うならば、精神医学の内発的な理論的發展としてのみ見ることはできない。カステルは、モノマニア概念が置かれた位置を次のように規定している。

Elle est la première réponse de l'école aliéniste à une aporie qui est moins la sienne que celle de la justice. Elle fonctionne difficilement pour qualifier pathologiquement une nouvelle aire de comportements qui échappe à la signalisation classique de la folie par le délire. Elle ouvre ainsi un espace, d'abord mal défini, d'extension du pathologique.

それは、アリエニスト学派のものというよりむしろ司法のものであるようなアポリアに対する、アリエニスト学派の最初の応答である。それは、妄想による狂気の古典的標識づけを逃れる新たな行動領域を病理学的に性格づけるという点では、困難にしか機能しない。だがそれによって、それは、当初は輪郭の定まらない、病理的なものの拡張の空間を切り開くのである。^[66]（同書 p. 177）

問題は外部から——司法の側から——到来したのである。エスキロールが「モノマニア」に関する有名な注を書きつけたのが、ホフバウアー『法医学論』仏訳（訳者は彼の弟子シャンベロン）の、まさに当惑した一節の末尾であったことは、この事情を象徴している。モノマニアは、精緻な観察の果実であると同時に、司法が精神医学に投げ返した難問への職業的応答でもあった。それが「病理的なものの拡張の空間」を切り開いたという指摘は、本稿が本章で扱う

権力の問題を、エスキロール個人の野心にではなく制度間の力学に定位させるものである。

ゴールドスタインは同じ事情を、専門職の側から「概念変形 (conceptual deformation)」と呼んでいる。境界紛争の性質上、新興の専門職は外部者に向かって語り、その専門知を根拠に自己正統化の主張を行う。科学外の目標が最優先となり、争点をめぐる専門共同体内部の無私の議論は縮小するか停止する。その結果、概念は、原型——ここではエスキロールの1819年の純粋に観念的なモノマニー——が備えていた定義の明晰さと内的整合性から転落する^[78]

(同書 p. 176)。彼女はモノマニーを「医学的・文化的・専門職的・政治的」という四つの視角によって過剰決定された疾患実体として読み、それを「精神医学専門の専門職的發展の特定段階の科学的核」と位置づけた(同書 p. 155)。1838年の『精神病』における知性的・本能的・情動的の三分類も、この変形の到達点であって、法廷での「外的効力」が概念の内的整合性より高く評価された時代の産物である(同書 p. 178)。エスキロールが「純粋で専門的な語彙」を科学的権威の確立の手段として重んじ、メラニコリーをリペマニーに改名しようとしたこと(同書 p. 156)は、次章で見る「アジール (asile)」の命名と同じ操作であった。

5.2 法廷への進出

1820年代初頭、モノマニア診断は法廷で本格的に活用され始めた。1810年刑法典第64条の「完全な免責か完全な責任か」という二分法的構造の法的空白に、エスキロールはモノマニア概念を挿入することで、精神科医が法廷で不可欠な存在となる状況を創出した。

この「法的空白」は、偶然の立法上の不備ではない。カステルは、それを刑罰観そのものの構造転換の帰結として説明する。18世紀後半以降、刑罰はもはや主権者の過剰権力によって犯罪を圧殺するものではなく、一般的利益に対して個別的利益を選んだ者の不均衡を矯正するものとなった。カステルはこの転換をフーコー『監獄の誕生』に依拠して要約したうえで、その帰結を次のように定式化する——「行為の合理性なくして責任なし、したがって責任なくして刑罰なし、いや犯罪すらなし」(*Pas de responsabilité sans rationalité de l'acte, et donc pas de sanction, ni même de délit, sans responsabilité.*)^[66](同書 p. 176)。契約を基礎とする社会が刑法を合理性の上に築き直した以上、合理性を欠く行為者の処遇は原理

的な空白として残らざるをえない。エスキロールが挿入したのは法の穴ではなく、近代法そのものが構造的に開けた穴だったのである。

ただし、この進出の順序を精確にしておく必要がある。殺人モノマニー (*monomanie homicide*) と「意志の損傷」の概念を1825年の二つの小冊子で創始し、レジェ、ルクッフ、パパヴォワースの判決を公然と誤りと断じて、判事は「恐怖と警戒」から行動しているのだから医師の助言に依拠せよと迫ったのは、エスキロールではなく弟子ジョルジェであった^[78](同書 pp. 165, 171)。ジョルジェの「意志の損傷」は、ピネルの *manie sans délire*——エスキロール自身が1818年の辞典項目で「前駆的譫妄」を理由に退けていた範疇——の復活である(同書 pp. 172–173)。1826年のコルニエ裁判でマルクがこの診断を刑事事件で初めて用い、論争が全国的になった翌年、エスキロールは約十年ぶりにモノマニーについての持続的な言明を公にした。1827年の『殺人モノマニーについての覚書』である：

これらの者は意識も、情念も、錯乱も、動機もなく殺害する。彼らは盲目的で瞬間的な、意志に依存しない衝動によって殺害する。

ゴールドスタインはこの「覚書」を、境界紛争の理論的要請に対する師の「降伏 (capitulation)」と呼び、同時に「術語的手品」と呼んでいる。エスキロールは *manie sans délire* を認めないまま、「知性または感情の認めうる変化」を示さない「意志的部分的譫妄」という語を作って弟子を支持した。当時の医学用語で「譫妄」は知的逸脱に留保されており、この用法が導入した意味論的曖昧さは、1854年にアルシャンボーが再発見するまで四半世紀のあいだ認識されなかった(同書 pp. 174, 176, 195)。なぜ師が弟子に従ったのか。ゴールドスタインの答えは心理ではなく専門職の戦略にある。1821年にモデル・アジールの全国計画が棚上げされ、シャルル10世の即位で行政経路が閉ざされたとき、エスキロールは「新専門の承認を法廷という場で得ようとするジョルジェの戦略を——たとえそれが自身の科学的信念の修正を伴うとしても——是認する気になったに違いない」(同書 p. 193)。以後、モノマニーの公的支持はエスキロール・サークルの「記章」となり、ブリエール・ド・ボワモンはこの概念の擁護によってアリエニストとしてデビューした(同書 p. 174)。そしてこの教説は、1838年法が全国アジール制度を命じて専門職の将来がもはやモノマニーに懸からなくなったのちに、1852–54年、同じサークルのファルレによって公然と否定される(同書

p. 195）。行政経路と司法経路は、精神医学層にとって代替関係にあった——この点は第七章7.5で改めて論じる。

この司法への進出を、純粋な権力掌握としてのみ評価することは、歴史的な文脈を無視した一面的な判断である。精神科医が法廷でその専門知識を証言することで、精神病に苦しむ多くの被告が無知と偏見に基づく残酷な刑罰から救われるようになったのは、紛れもない事実である。

5.3 シャラントンにおける臨床実践——施設の社会的性格と観察記録の非体系性

法廷および立法の場でエスキロールが示した体系性と戦略性は、施設内部における日々の臨床実践には、必ずしもそのまま及んでいなかった。1825年、ロワイエ＝コラルの後任としてシャラントン王立施設の主任医師に就任したエスキロールは^[62]、四半世紀にわたり同施設を率いることになるが、その臨床の実態は、彼が理論書で掲げた「科学的」方法とは大きく異なるものであった。

まず、シャラントンは社会の全階層を等しく収容する施設ではなかった。同施設は高額の寄宿料を前提とし、支払い能力に応じて等級づけられた寄宿患者（*pensionnaires*）を中心に構成されており、ごく少数の施療床を除けば「貧者のための施設」ではなかった^[62]。患者の多くは富裕な階層の出身であり、労働者階級はむしろビセートル、サルペトリエール、あるいは各県の救済院の側に置かれていた。シャラントンの臨床は、初めからこの社会的に限定された母集団の上に成り立っていた。

この母集団を前に、エスキロールの臨床は、彼自身の理論的標榜とは裏腹に、なお前体系的な段階にとどまっていた。シャラントンの医療観察記録（*registres d'observations médicales*）を体系的に検討したメスマン・デスティエンヌ（Jeanne Mesmin d'Estienne）の研究によれば^[63]、エスキロールが1838年に確立した疾病分類（リペマニー、モノマニー等）すら、日々の観察記録ではほとんど用いられていない。記録は、あらかじめ定まった診断図式も比較分析も方法論の厳密さも欠いた、物語的・文学的な叙述として書かれていた。統計の有用性を理論上は説きながら、エスキロールが実際に作成した統計表は、臨床過程に組み込まれた作業道具ではなく、蓄積された観察を事後的に数値へ翻訳したものにすぎなかった。

観察記録に現れる解釈の主たる軸は、社会階層ではなく、むしろ身体と気質、そしてジェンダーであった。エスキ

ロールはヒポクラテスのな体液論に依拠して患者の「気質（*tempéraments*）」を記し、女性の本質的脆弱さやヒステリーをめぐる当時の通念に沿って症例を叙述している。たとえば「ヒステリー発作」で入院したある女性（ルイーゼ・ソフィ・B.）の記録は、幼少期を花と香りに囲まれて過ごし、官能的な詩の朗読と音楽のうちに育ち、やがて将校に恋し、小説を書き、スペイン戦争のさなかには砲弾をものともせず負傷者を助けた——という、ほとんど小説のような筆致で綴られ、医学的・科学的説明をほとんど欠いている。メスマン・デスティエンヌは、エスキロールが描いたこの肖像を、バルザックの中編『アデュー』のステファニー・ド・ヴァンディエール伯爵夫人や、ゴヤ晩年の《ボルドーの乳搾り娘》になぞらえ、エスキロールの臨床記述が、同時代のロマン主義文学・絵画における〈女性＝狂気〉の表象と地続きであったことを指摘している^{[63][64]}。

こうしてみると、法廷で医学的概念を戦略的に行使したエスキロールと、施設内で文学的とも言える観察記録を綴ったエスキロールとのあいだには、無視しえない落差がある。1838年法が制度化したのは、収容と入院をめぐる法的枠組みであった。それに対し、シャラントンにおける診断実践そのものは、なお体系化される以前の、臨床的観察の伝統のうちにとどまっていたのである。

この落差は、公刊された統計の側から見ると別の相貌をとる。エスキロール自身またはその監督下で統計が取られた1826年から33年の年々に、モノマニーはシャラントン入所患者の最頻診断であり、収容者人口の平均45パーセントという「驚くべき」比率を占めた^[78]（同書 p. 154；典拠はエスキロールの1829年・1835年の統計報告）。日々の観察記録が診断図式を欠いていたことと、公刊統計がモノマニーで満たされていたことは矛盾しない。後者は、メスマン・デスティエンヌの言う通り、蓄積された観察を事後的に数値へ翻訳したものであり、その翻訳の鋳型が、法廷で防衛されていた当のモノマニー概念だったのである。そしてこの観察様式の性格を、サークル内部の次世代が同時代的に自覚していたことも記しておかねばならない。1850–51年のサルペトリエール講義でファルレは、精神病者施設の医師が知らず知らず「小説家（*romancier*）を模倣する」——自然の混沌を芸術の秩序に置き換えようとして、各患者をラ・ブリュイエールの意味での「性格」、単一の情念または観念に支配された人として知覚し表象する——ことを、モノマニー診断を生んだ誤りの源として挙げ、この様式を軽蔑を込めて専門の「幼年期」に帰した（同書 pp. 190–191）。メスマン・デスティエンヌが記録の文学性として再

発見したものは、サークルの内部で、モノマニーの衰退とともに方法論的に清算されていたのである。

◆ 第六章 権力の制度的完成——隔離理論と1838年法

6.1 パノプティコンから精神病院へ

エスキロールの権力理論には、ジェレミー・ベンサム（1748-1832）のパノプティコン理論の影響が明確に認められる^[38]。ベンサムは「狂気の家」への応用について、次のように述べている^[39]：

独房を別にし、中央監視下に置くことで、鎖やその他の苦痛を伴う強制手段の使用を完全に不要にすることができるだろう。

エスキロールは、この理論を精神病院の組織原理として採用し、「鎖からの解放」を「透明な監視」への転換として実現した。

6.2 隔離理論の完成

1832年の学士院での覚書で、エスキロールは隔離理論を次のように定式化している^[40]：

精神疾患患者の隔離は、精神疾患患者をその全ての習慣から引き離し、彼が住んでいる場所から遠ざけ、家族、友人、使用人から分離し、見知らぬ人々に囲まれさせ、生活様式のすべてを変えることにある。隔離の目的は、精神疾患患者の知性と感情の誤った方向性を修正することである。

Lanteri-Lauraが指摘するように^[41]、「精神疾患患者の自由を救うために、彼らの理性を回復させなければならず、そのためには施設の理性を彼らに押し付ける必要があり、これは専制的に統治される場合にのみ機能する」。

しかしシャラントンにおけるエスキロールの活動は、権力の行使だけに還元されるものではなかった。広々とした庭園、自然光を取り入れる設計、患者の状態に応じた空間の区分け、有給の活動プログラムの導入など、エスキロールの建築理念は患者の生活条件を確実に向上させた。

6.3 1838年法の制定

1838年6月30日に制定された精神疾患患者法は、エスキロールの構想を忠実に反映していた^[42]。各県に公的精神病院の設立を義務付け、「ヴォロンテール入院」（*placement*

volontaire）と「職権入院」（*placement d'office*）の法的手続きを定め、患者の法的地位を史上初めて明文化した。それは恣意的な監禁から患者を保護する法的枠組みであると同時に、精神科医に「準裁量的権力」を付与するものでもあった。

特に重要なのは、以下の三つの権力が医師に集中したことである。診断権力の独占——精神疾患の判定権限が事実上医師に独占された。治療権力の確立——医師が患者の日常生活のあらゆる側面に介入する権限を獲得した。施設管理権力の集中——医師が治療のみならず施設運営全体に対する権限を獲得した。

この法律の制度設計において注目すべきは、収容の決定が司法ではなく行政に委ねられた、という選択そのものである。ナポレオン民法典が定める禁治産宣告（*interdiction*）の司法手続は、家族会の招集と裁判所の審理を要し、費用がかさみ、公開性のゆえに家名を傷つける「障壁」として機能していた。カステルが古典的に示したように、1838年法の二本立ての入院手続——県知事の行政警察権に基づく職権入院と、施設長の受理によるヴォロンテール入院——は、この司法的障壁を迂回して迅速な収容を可能にする制度的応答であり、司法モデルから行政＝医療モデルへの転換を画するものであった〔*placement volontaire* は訳さず「ヴォロンテール入院」と表記する。*volontaire* は患者本人の意思ではなく私人の申請の自発性を指し、本人の同意は要件ではない。他方、同法は家族の同意も要件としていない——申請者が親族である必要はなく、第8条は申請書に親等、それを欠くときは申請者と本人との関係の性質を記載させるにとどまる。したがって「任意入院」と訳せば本人の意思を、「家族同意入院」と訳せば家族の同意を、いずれも条文にない要件として読者に想起させることになる。初出時は「家族同意入院」の訳語を用いたが、この理由により表記を改めた。1837年の審議において家族の同意を入院要件とする修正案が三度提起され三度とも否決された経緯は、姉妹論文「1838年法の政治経済学」5-2および同文献〔19〕を参照されたい。なお後段で扱う1990年法の *hospitalisation libre*（自由入院）は本人の同意による入院であり、日本の現行法にいう「任意入院」に相当する別の制度である〕^[66]。もっとも、この行政的解決を上から必要とした統治機構の側の論理——七月王政の統治理念、内務省と県知事の行政国家、民法典の私法秩序への公法的介入——は次章で扱い、これを下から要請した社会経済的基盤——大革命後の小土地所有農民社会における世帯経済の

自衛限界と、相続慣行・都市と農村の地域差——の分析は、姉妹論文「1838年法の政治経済学」に委ねる。

この「障壁」は比喩ではない。カステルが引くセーヌ県知事の1806年10月17日付書簡は、裁判所が定められた訪問と尋問に着手しながら、「現行の諸法律が要求する方式の数と、各々の禁治産が生ぜしめるべき相当額の費用とは、今日に至るまで一件たりとも完結せしめることを許さなかった」と報告し、精神喪失者の収入が費用の支払に足りないために手続の停止を余儀なくされたことまで記している。その帰結は数字に現れる。1821年、ピセートルには治癒不能と判定された651名の精神病者に対し、わずか18名の禁治産者しか数えられない^[66]（同書 p. 170）。医学的解決が司法的解決に打ち勝ったというよりも、司法的解決が自壊していたのである。

ここでカステルが指摘するズレは、本章の主題にとって決定である。エスキロール自身が求めたのは、「隔離措置を規律し、狂気の発現と禁治産とのあいだの中間的諸行為を合法化するような法律」——すなわち禁治産に至るまでの空白を埋める法にすぎなかった。ところが運動の帰結はそれを超えた。「実際には、失格させられることになるのは禁治産そのものであり、それはまったく別の型の正統性、すなわち法的にというよりもむしろ医学的に基礎づけられた正統性によって置き換えられるのである」（同書 p. 168）。カステルはこれを、法の側からの一つの移動として定式化する——「法の合法主義そのものが移動を遂げることになる。すなわち法は、禁治産のうちに含まれてはおらず、かつ法的秩序ではなく医学的秩序に属するような一つの決定要素を、自らの権威によって覆うことになるのである。かくして、一つの専門家の権能が法によって正統化されることになる」（同書 p. 174）。

1838年法が行政・司法・医学の三審級の協働として設計されたことは事実である。しかしカステルは、三者が同一の位置を占めてはいないことに注意を促す。「医学的権力は事実上の特権を享受する。というのも、専門家鑑定機能が帰属するのは医学的権力だからである。すなわち、疾病状態を有効化しあるいは無効化する証明書が、事実上、入院措置の正統性の問題を裁断するのである。さらに、施設内に恒常的に現前しているのは医師のみであり、他の責任者たちの介入は間歇的であって、適用においては任意的なものとなるであろう」（同書 pp. 171–172）。本節の冒頭に述べた「診断権力の独占」は、こうして条文の水準ではなく運用の水準において完成することになる。

興味深いことに、1838年法制定の理論的基盤を提供したエスキロールは、実際の議会審議では極めて限定的な役割しか果たさなかった。ケテルによれば、まだ若い精神医学は議論を主導するにはほど遠く、両院で千ページを超える議事録の中で、ピネルへの言及はわずか5行にすぎなかった^[37]。エスキロール自身の関与も、議場での発言ではなく、議会委員会への諮問と、遅れて1838年初めに刊行された小冊子『法案検討』による法案批判が主であった^[37]。権力の真の所在は、議会の壇上ではなく、長年にわたって構築された理論的枠組みと制度的ネットワークにあったのである。この法律が1990年まで152年にわたり有効であり続けたことは、その概念的堅牢性と、同時にそこに内在する倫理的緊張の持続性を示している。なお、1838年法が確立した制度的権力の構造に対する批判的分析——とりわけミシェル・フーコーの精神医学的権力論と、それに対するアンリ・エーおよびクロード・ケテルの反論——については、別稿に譲る。

第二部 七月王政と1838年法

時代が制度を必要とした

◆ 第七章 七月王政の統治構造と1838年法 ——理性の統治、行政国家、民法典

前章までは、1838年法をエスキロールの側から——彼の野心と使命感、彼が築いた人的網、彼が定式化した隔離の教義から——描いてきた。しかしこの叙述には一つの偏りがある。法は精神医学の内部論理だけでは成立しない。なぜこの法が、王政復古期でも第二共和政期でもなく、1837年から38年という七月王政の特定の瞬間に成立しなければならなかったのか。この問いには、統治機構の側からの答えが要る。本章は、エスキロールを一度舞台の袖に退け、法を必要とした国家——オルレアニスムの統治理念、内務省と県知事の行政機構、そして民法典が定めた私法秩序——の側から1838年法を見直す。姉妹論文「1838年法の政治経済学」が収容を下から要請した世帯と地域の側を扱うのに対し、本章は上からの要請を扱う。この分業については本稿序論および同稿0-3を参照されたい。

7.1 オルレアニスムと「理性の統治」

1830年の七月革命が生んだ体制は、自らを二つの敵のあいだの中道（*juste milieu*）として定義した。一方には旧体制への復帰を望むユルトラ、他方には革命を社会革命へ押し進

めようとする共和派と初期社会主義。ギゾーに代表されるドクトリネール（*doctrinaires*）の綱領は、カステルの要約を借りれば、「一方では、革命の社会的・立法的・市民的な獲得物を守るために旧体制復活のあらゆる企てに対抗し、他方では、非所有者の利害を政治的な駆け引きの外に置く憲法的枠組によってこの獲得物を保障する」ことにあった^[66]（同書 p. 211）。憲章の擁護、統制された自由化、そして「社会の安定への愛着を財産が保証しない者をあらゆる政治参加から排除するために、納税額を基準として厳密に算定された代表制」——これがギゾーの言う「能力（*capacités*）」による統治である^[79]。

この統治理念において、狂気は単なる治安問題ではない。契約・財産・意思能力を柱とするブルジョワ的法秩序は、理性を備えた市民を前提として組み立てられている。姉妹論文が0-2でカステルから引いたように、この秩序は「各市民は臣民にして主権者である」という司法＝行政的フィクションの上に築かれており、狂人はこのフィクションへの還元抵抗するがゆえに、契約的身分とは異なりかつそれを補完する第二の身分を必要とした^[66]（同書 pp. 37-39）。姉妹論文はこの「契約と後見」の枠組を世帯経済の側から受け止めたが、本章はそれを統治の側から受け止める。理性を欠いた市民をいかに管理し保護するかという問いは、理性ある市民の統治を掲げる体制にとって、周縁の問題ではなく、自己の原理が試される例外状態だったのである。

この点を、カステルは1838年法の準備過程が辿った断続の時間表から読み取っている。彼の区分によれば、革命から1838年までの精神医学の制度化は四つの局面をなす。第一に、カバニスに代表される啓蒙の改革者がピネルを押し上げた革命期。第二に、ナポレオン政権による一般化と集権化の試み——1813年3月25日の勅令は県知事に*aliénés*の人口調査を命じ、同年9月の内務省覚書は「収容所（*maisons de détention*）に倣って、一定数の中央施設を精神錯乱者のために設ける」ことを構想していた——であり、これは体制の崩壊とともに流産した。第三に、王政復古期にエスキロールの指導のもとで再開され、成功の寸前まで進んだのち十五年の日蝕に入った試み。そして第四に、1833年以降の再始動である^[66]（同書 pp. 192-198, 210）。カステルが第四局面の起点を「七月王政が社会共和国へ滑り落ちる危険が食い止められるや否や」と規定していることは注目に値する（同書 p. 210）。すなわち1838年法は、体制が自らの安定を確保した直後に、その統治理念を扶助の領域へ展開する行為として着手されたのである。

カステルはこの一連の過程を貫く人物としてギゾーを標識に立てる。1819年1月、ギゾーは県・市町村行政総局長（*directeur général de l'Administration départementale et communale*）に任命され、一年のあいだに監獄・捨子・救護院・そして*aliénés*について矢継ぎ早に通達を発した。同年2月19日、彼は内務大臣ドカーズに宛て、内務省救護局長ラフォン・ド・ラドバの覚書——エスキロールから直接に受け取った報告の要約——を全面的に承認する書簡を送り、エスキロール、パリゼ、ロワイエ＝コラルールら三つの「特別施設」の主任医師を含む委員会の設置を提案している。「精神錯乱者の治癒に寄与しうるすべての事情をそこに集める可能性、これらの施設の長に、多数の事実と観察を眼下に集めてそこから科学の進歩と……貴重な成果を引き出しうる熟練した専門家（*hommes de l'art*）を置く可能性」——ギゾーはそう書いた^[66]（同書 pp. 195-196）。前章4.1で見た1818年報告書は、この人的結節点に届けられたのである。1820年2月のベリー公暗殺とドカーズ内閣の崩壊はギゾーを辞任に追い込み、委員会は権限を失い、医学部は1822年に閉鎖された。カステルは「慈善事業の潮流とアリエニスト運動が同時に打撃を受けた」ことを、両者の連帯と、その行動が政治的にどう受け取られていたかの徴表と見ている（同書 p. 213）。1833年に問題が中央で再び取り上げられたのは、「穏健自由派が権力に復帰し……ギゾーが放置した地点からちょうどそのまま」であった（同書 p. 215）。

ここに一つの補助線を引いておきたい。同じ七月王政期に、ヴィクトル・クーザンの折衷主義哲学は「自我（*moi*）」の統一と自由意志を公教育の公式哲学に据えた。理性の部分的欠損としてのモノマニー（本稿第五章）が、まさにこの時期に法廷と世論の争点となったことは偶然ではない。統一された自我を市民の規範として掲げる体制にとって、部分的に理性を欠く者の処遇は、法秩序の境界画定そのものであった^[78]〔要確認：この論点はゴールドスタイン『Console and Classify』のモノマニー論争の章、および同『The Post-Revolutionary Self』（2005）の議論に依拠して補強する。現物照合後に頁を付す〕。

7.2 行政国家の論理——内務省・県知事・衛生学者

七月王政は「自由主義」の看板とは裏腹に、ナポレオンの集権制に一度も本気で手を付けなかった。カステルの表現では、「立憲君主制国家は、その『自由主義的』な看板から想像されるよりはるかに、諸部局の均質化と中央権力に

よる統制に意を用いた。……それはナポレオンの中央集権に本当に立ち返ることはなかった」^[66]（同書 p. 218）。県知事制と内務省の垂直系統は、この体制の背骨であり、1838年法はその系統の上に設計された。

法案の直接の準備過程は、内務省の通達の系列として追うことができる。1833年9月14日、ダルグー内務大臣は県知事に対し、1813年の勅令を想起させつつ実態調査を命じた。1835年6月25日の通達は新立法の必要を公認する——「公共の安全は、しばしば自由の状態にある精神錯乱者によって危殆に瀕している。殺人と放火が彼らによって犯されている。司法大臣は行政当局の協力を求めている。……行政の困難は唯一の原因、すなわち確実に十分な財源の欠如に由来し、この困難は法によってしか除去されえない」（同書 pp. 197–198）。1836年、精神錯乱者事業特別監察官職が創設されてフェリュスに委ねられ、同年7月18日の財政法は貧困病者の費用を県の経常費に暫定的に算入した。そして同年、国務院（*Conseil d'État*）が法案を準備し、1837年1月6日、内務大臣ガスパランがこれを代議院に提出する（同書 p. 198）。この系列に精神科医の名はほとんど現れない。カステルが強調するように、内務大臣の原案は「純粋に行政的な論理に発想を得ており、県知事に権限の大半を与えようとしていた」（同書 p. 219）。エスキロール、ファルレ、フェリュスらは議会委員会に諮問され、その意見は「ほとんど宗教的に」尊重されたが、彼らは法の発案者ではなく、行政の要請に医学的な正統性を供給する側にいた。

では、エスキロールはどの回路で内務省と結ばれていたのか。前章4.1で述べたとおり、それは精神科医の回路ではなく衛生学者の回路である。1802年創設のセーヌ県衛生評議会（*Conseil de salubrité*）にはパラン＝デュシャトレ、マルク、パリゼ、ヴィレルメラとともにエスキロールが集い、彼は1822年にその議長となった。1829年、マルクとエスキロールの主導で創刊された『公衆衛生・法医学年報』は、編集委員十二名のうち七名が同評議会の構成員であった（同書 p. 142）。衛生学は、七月王政の行政にとって、都市・監獄・工場・売春・伝染病を一つの視線のもとに置く統治の知であった。1838年法の提案理由書が精神錯乱者の収容を「洪水、火災、あらゆる種類の災厄、公衆衛生さらには市民の安寧を脅かす危険」と同列の、行政警察の管轄事項として位置づけたのは、この文脈においてである。内務大臣はそこに、行政の正統性についての自己弁明を添えている。

Messieurs, le temps n'est plus où l'autorité administrative était tenue en état permanent de suspicion, où l'on ne voyait dans ses actes que le danger d'arbitraire. Aujourd'hui, sa responsabilité est réelle, sa marche légale, son intervention protectrice. On reconnaît que, comme tous les pouvoirs légitimes, elle est elle-même une garantie.

〔筆者訳〕諸君、行政当局が恒常的な疑いのもとに置かれ、その行為のうちに恣意の危険しか見られなかった時代は、もはや過ぎ去った。今日、その責任は実在し、その歩みは合法であり、その介入は保護的である。行政当局は、あらゆる正統な権力と同じく、それ自体が一つの保障であると認められているのである。

^[66]（同書 p. 201。典拠は内務省編纂の法令集 *Législation sur les aliénés et les enfants assistés*, II, p. 14）。この一節は、七月王政の行政国家が自らをどう理解していたかの最も簡潔な表明である。行政は、もはや旧体制の恣意的権力の継承者ではなく、責任を負い、法に従い、保護する権力として、司法の保障と並ぶ——あるいはそれに代わる——「保障」を名乗った。1838年法とは、この自己理解を、身体の自由の剥奪というもっとも重大な事項において法律の形式で承認させた行為である。

この承認が医学の言葉を介して得られたことの意味を、カステルは「医療化可能なものと行政化可能なもの（*le médicalisable et l'administrable*）」という一節で分析している。エスキロールの1818年報告書が行政に採用されたのは、それが「行政化可能」であったからである——「一方で、その論証はすべて医学的に指標づけられている。……しかし同時にそれは行政的に構造化されている。すなわち費用を計算し、異なる選択肢の相対的な効率を比較し、いわば『パイロット実験』……を一般化する可能性を論じている」（同書 p. 199）。医学の能力は行政の要請という鏡に自らを映して調整され、行政は逆にそこに自らの困難の解決を見出す。「新しい実践の漸進的な設置——行政の需要——現実的な医学的転写——官僚的な再翻訳——専門家間の新たな交渉——国家装置の承認」というカステルの定式（同書 p. 199）は、1818年から1838年に至る二十年の要約であると同時に、前章が「人事的浸透によって既成事実が積み上げられ、法がそれを追認するに至った」と述べた過程の統治史的な言い換えである。

7.3 管轄権の争い——司法権対行政権

1837年から38年にかけての両院の審議は、カステルの言葉では「行政と司法の関係の再均衡、新たな権力審級——医学——の正統化、農村フランスと都市フランス、伝統的名望家とブルジョワジー、縁故的な関係網と合理化された社会関係、公権力の介入に対する家族の親密圏の防衛の闘争の一局」が争われた舞台であった^[66] (同書 pp. 218–219)。九百五十頁を超える議事録が残る。本節はその全体を追わない。姉妹論文5-2がイザンペール演説、ヴィヴィアン報告、シャモール修正案の逐条審議を議事録原本 (*Archives parlementaires*, 2^e sér., t. CVIII–CIX) の頁像照合によって再構成しているので、細部はそちらに委ね、ここではこの争いを近代国家機構の管轄権争いとして定位することに集中する。

革命は二つの相互に矛盾する遺産を残していた。1790年3月の拘禁令状廃止法第9条は、狂気を理由に拘禁された者について裁判官の審尋と医師の診察を予告した——司法審査の系譜である。同年8月16–24日法は「放置された狂人・狂暴者」による災厄の予防を市町村当局の警察任務に委ねた——行政警察の系譜である^[77]。半世紀のあいだ、この二つの系譜は調停されないまま並存し、実務は後者に傾いた。1825年のジョルジュの証言——「ほとんどすべてのaliénésは、1790年8月24日法にもとづき、禁治産を経ずに収容されている」——が示すように、行政的収容はすでに常態であった (姉妹論文4-2)。1838年法は、この二つの遺産のうち警察権の系譜を選び、それを法律の形式で承認した行為にはかならない。

この選択に対する司法派の抵抗を代弁したのが、破毀院判事にして代議士のイザンペールである。彼の演説の核心は、法案を「巨大な権力の移転 (*un immense déplacement de pouvoir*)」と規定した点にある——「家族の司法権 (*la magistrature des familles*) を行政権へ移転し、司法当局を県知事および内務大臣の当局と対立させ……むしろ司法当局を後見のもとに置き、警察の当局に従属させ、一方を貶め他方の道徳的権威を危うくすること。……これは民法典を覆し、最も重大な場合において禁治産の必要的統制を廃止する法律である。……問題となっているのは、古い権力の混同の復活、拘禁令状の原理そのもの、いやその実物の復活である」^[66] (同書 pp. 201–202。議事録原本による原文の確認と異同については姉妹論文文文献 [18])。イザンペールは法案を、行政国家が司法

権の領分を侵す行為として——すなわち権力分立の問題として——読んだのであり、その読みは法制史的に正確であった。カステル自身が同書第五章の結びで認めるように、この「特別立法」は「合法主義への最初の裂け目」であり、「権力分立の原理に対する違反」であった。「一方に行政——執行権の伝達帯にして公共の秩序の守り手——があり、他方に司法——自由を停止しうる決定の独占を持つがゆえに自由の保障者——がある、という構図はもはや存在しない。第三の権力、医学的な権力が正統化され、他の二つのあいだの新しい均衡を保証する。法の諸原理の神聖さは、鑑定 (*expertise*) という実践的合理性の前に退いたのである」 (同書 p. 230)。

しかし、この争いを「司法対行政」の二項対立として描くことはできない。二つの理由からである。第一に、司法は自ら手を引くことを望んでいた。1835年6月の内務省通達が「司法大臣は行政当局の協力を求めている」と記していたことは前節で見た。姉妹論文5-2が議事録から示したように、イザンペール自身、演説の冒頭で政府・委員会と「本質的な諸点において意見を同じくする」と述べ、「裁判所は……禁治産以前には、人身の自由について暫定的にすら裁定することをあえてしない」と、司法手続が機能していないという事実を承認していた。彼が代弁したのは司法官団の職業的利害ではなく、憲章第4条と民法典に体现された司法的保障の自由主義的伝統である。第二に、カステルが指摘するように、イザンペールは一点で誤っていた。行政の論理と司法の論理が媒介者なしに向かい合っているかぎり、そこには「権力の移転」は生じえず、あるのは矛盾の封鎖か、一方による他方の特権の併合かのいずれかである。医療化によってはじめて、「対立する諸審級の一定の権限を第三の権力へ移すことによる出発状況の変形」という意味での「移転」が生じる (同書 pp. 202–203)。行政が絶対的に要求するもの——aliénésの隔離——を医学は全面的に引き受け、しかし「それを自らの理由によって正当化することでその意味を変形する。『治療的隔離』の観念こそ、この錬金術のすばらしい操作子である」 (同書 p. 203)。

ここに、本稿がエスキロールに帰してきた権力の統治史的な位置がある。エスキロールの隔離理論 (第六章6.2) は、行政国家が司法の関門なしに身体的自由を制限しうるための科学的追認として機能した。「公共の秩序の維持——逮捕——隔離監禁」という行政＝警察の系列は、「病者の利益——隔離——特別施設への入所——治療—— (あるいは) 治癒」という医学＝人道の系列に置き換えられた (同

書 pp. 203-204）。貴族院報告者バルテルミ侯爵はこれを「幸福な一致（*heureuse coïncidence*）」と呼んだ——隔離は「公衆をその逸脱と過激から保護すると同時に、科学の眼には最も強力な治癒の手段を示す。厳格な措置の適用において、病者の利益と公共の善とを合致させる幸福な一致」（同書 p. 204）。この「一致」の名において、七月王政の行政国家は、旧体制の封印状に向けられた自由主義的な疑念を、医学の権威によって解除したのである。エスキロールが差し出したものと、行政が受け取ったものとは、ここで正確に対応している。

ただし、行政と医学の同盟は無条件ではなかった。施設の性格をめぐる、両院の保守の多数派——とりわけ貴族院——は、アリエニストが望んだ均質な公立施設網に強く抵抗した。「行政によって設立された施設は私人によって設立された施設の十倍の費用がかかる。……とりわけaliénésについては、見事に運営され、慎ましい寄宿料で満足する宗教施設が存在する」（同書 pp. 224-225）。モンタランベール侯爵は、この種の事柄は「宗教施設の利点をよりよく認識する地方当局の管轄に属するように見える」と述べ、狂気を「私的な（そして恥ずべき）事柄」として非公式の縁故網のうちに処理する、もう一つの政策を擁護した（同書 p. 225）。カステルはここに「名望家と修道会の伝統的フランス」と「ブルジョワジーの都市フランス」の対立を見る（同書 pp. 215-219）。デュフォール修正案が第1条となりながら「その内容の半分を空洞化する方向で」修正され、県に自前のアジール建設義務を課さず、他県または私立の施設との契約で足りるとされたのは、この抵抗の帰結である（同書 pp. 226-227）。行政国家は入院の決定権を司法から奪うことには全力を注いだが、施設網の均質化には半ば手を引いた。「中央行政がこの施設の性格の問題でアリエニストを半ば見捨てたのは、その眼には、そこに法の主たる意味がなかったからである」（同書 p. 227）。法の主たる意味とは、司法との争いを自らに有利に決着させ、aliénéの新しい民事上の身分を法に書き込むことであった。この実施上の帰結——どの県が建て、どの県が委託したか——は姉妹論文5-4で扱う。

7.4 民法典体制への公法的介入

イザンベールが「これは民法典を覆す法律である」と述べたとき、彼は法制史的に何を言っていたのか。1804年の民法典は、家族の自律と私有財産を、国家の介入から守られた私法の領域として構成した。禁治産（*interdiction*、第489-512条）はその論理の内部にある。「習慣的な痴愚、狂

気または狂暴の状態にある成年者」の財産管理能力を剥奪するこの手続が、家族会（*conseil de famille*）の招集と裁判所の審理を要件とし、費用がかさみ、公開性を伴ったのは、立法の不備ではない。国家が家族の財産管理権を安易に奪えないように設計された、私法秩序の防壁だったのである^[80]〔要確認：アルペランの禁治産規定の位置づけを現物で照合し頁を付す〕。姉妹論文4-2が「三重の障壁」と呼んだものは、家族の側から見れば障壁であるが、民法典の側から見れば保障であった。

ポステルとケテルが編んだ『精神医学の新しい歴史』の法制史の章は、この点を辛辣に要約している。ナポレオン法典が「社会組織の細部に至るまで綿密な完璧さを誇っていた」にもかかわらず、aliénésについては立法が空白であったこと、法典が精神障害者に対して持っていたのは刑事責任の免除（刑法典第64条）と民事能力の剥奪（禁治産）という「否定的な規定」だけであったこと、そして「民法典の作成者が禁治産の章を起草していた当時、医師についてまったく言及しなかった」ことに1881年のルグラン・デュ・ソールが憤慨していたこと^[77]。民法典は狂気を家族と裁判所のあいだの事柄として構成し、医師にも行政にも席を与えなかった。

1838年法の行政収容は、この私法の聖域に、「公共の秩序と人身の安全」の名のもとに警察権が踏み込んだ事件である。カステルは、その法体系上の意味を二つの水準で捉えている。第一に、入院の決定における司法の排除——「禁治産の手続が司法を唯一の合法的審級としていたのに対し、司法はもはや事後的に、過程の適法性を外から統制するためにしか介入できない」（同書 p. 220）。第二に、aliénéの新しい民事上の身分の創出である。禁治産が実際にはまれにしか宣告されなかったため、大部分のaliénésは「事実上いかなる身分も持たなかった」。1838年法は彼らに一つの身分を与えたが、それは「収容そのものによって厳密に定義された」身分であった。入院は「暫定管理（*administration provisoire*）」という「独自の民事無能力の様式」を伴い（第31条）、施設の敷居をまたぐだけで病者は「医学的・制度的・法的に不可分な依存によって全面的に定義された」aliénéとなる（同書 pp. 228-229）。民法学者ドゥモロンブはこれを「民法典への人の身分の変更、新しい無能力、いやむしろ半無能力（*demi-incapacité*）の導入」と呼んだ（同書 p. 228）。貴族院でボルタリス伯爵が「法は人の状態に関して深く革新している。精神錯乱に冒され、あるいは脅かされた個人について

て、われわれのいかなる法律にも存在しない手続の様式を導入している」と述べ、この逸脱が「われわれの民事法の一般的体系から離れず……個人の自由の不可欠の保障を侵さない」ための「予防措置」を条件として受け入れる、と留保を付したのは（同書 p. 230）、法制史家の感覚がこの切断を正確に捉えていたことを示している。

この切断は、旧体制との関係においては二重の相貌をもつ。一方で、イザンベールの「拘禁令状の復活」という非難には実質がある。旧体制の封印状 (*lettres de cachet*) は、王権の恣意の象徴として革命の記憶に刻まれたが、ファルジュとフォーコーがバステュー文書から示したように、その大部分は家族の請願によって発動されていた——放蕩息子、不身持ちの妻、狂った親族を、家名を傷つけることなく監禁するための、家族と王権の共同の道具であった^[81]。ケテルはこれを「黒い伝説」と呼び、封印状が革命の神話が描いたような専制の道具であるよりも、はるかに日常的な家族の秩序維持の装置であったことを論じている^[81]〔要確認：ケテル『Une légende noire』の該当章と頁〕。カステルが指摘するとおり、アンシャン・レジーム下の家族が拘禁令状を選好したのは「禁治産訴訟の不名誉（と費用）を免れる」ためであった（同書 pp. 24-25, 29）。1838年法のヴォロンテール入院——私人の申請と医師の証明書によって施設長が受理する経路——は、この家族の需要に応える点で、封印状の機能的な後継者である。他方で、封印状が家族の名誉を守るための私的な恩恵であったのに対し、1838年法はそれを公的な義務に転換した。各県に施設の確保を義務づけた第1条と、貧困病者の費用を県と市町村に負担させた第28条は、狂気の処理を「家族の問題」の外へ引き出し、公権力の法定義務とした。カステルはこの第28条を「はじめて承認された治療への権利」と呼び、ただちに「それは逆説的にも、あらゆる権利の不在の代償である」と付け加える（同書 pp. 228-229）。連続と断絶の両面を併せ持つこの構図が、1838年法の法制史的な位置である。

同時代の文学がこの私法秩序の内側をどう見ていたかを、一つの作品で確かめておく。バルザックの『禁治産』（*L'Interdiction*, 1836）は、エスパール侯爵夫人が夫の禁治産を裁判所に申し立てる物語である。侯爵は社交界から退き、収入の大半を、祖先が不当に財産を奪った一家の子孫への償いに充てている。夫人はこれを狂気の徴候として禁治産を請求し、財産の管理権を得ようとする。予審判事ポパノは侯爵を訪ねて彼の正気と高潔を認め、請求を退ける報告を準備するが、夫人の縁故によって事件から外され

る^[82]。この作品は、1838年法成立の二年前に書かれた。バルザックがそこに描いたのは、民法典の禁治産が家族の財産戦略の道具になりうること、そして司法審査——ポパノの誠実な予審——こそがその濫用に対する唯一の防壁であることである。姉妹論文5-2が議事録から掘り起こしたシャモール代議士の警告——傍系親族の利害は「しばしば分歧し対立する」、新法は遺言をめぐる争いを「遺言者の存命中に前倒しする」——は、バルザックがすでに小説の形で提示していた懸念である。1838年法はポパノを除外した。姉妹論文が示したように、立法者は司法官の代わりに「相互に独立した複数の医師の視線」を置いたのであり、この選択の代償——診察はあるが審尋がない——は、バルザックが描いた種類の争いを裁定する権能を誰にも帰属させないまま残した。

7.5 中間層の形成——職能・官僚・司法

前節までの叙述には、なお一つの空白がある。行政国家の要請（上から）と、姉妹論文が扱う世帯の需要（下から）とは、それ自体では出会わない。上からの通達 は 県知事の机で止まり、下からの請願は村長の手元で止まる。両者を一つの法文に接続したのは誰か。カステルは、この問いに「顔のない権力」の水準で答えた。ゴールドスタインは、それに対して自らのカンヴァスを「歴史的行為者——主として精神科医、しかし官僚と立法者も——で満たし、権力を常に具現化された形（in embodied form）で語る」ことを選んだ^[78]（同書 p. 4）。彼女が19世紀フランス精神医学史を、科学的知の思想史、新しい専門職が形成される社会史、官僚制国家が行政目標を追求する政治史という三つの並行する歴史として捉えたとき（同書 p. 1）、その第二の歴史——専門職の社会史——こそ、本稿の上下二層のあいだに置かれるべき中間の層である。本節はこの層を、精神医学の職能集団、内務省と県知事の行政官僚、禁治産の関門を守っていた司法専門職という三つの成分と、それらを結ぶ二つの蝶番として記述する。

同業団体なき専門職。精神医学の職能集団は、その発生の形態からして国家に接合されていた。共和暦11年風月19日法（1803）がフランスの医師同業団体（*corporations*）を最終的に解体したまさにその時に、ピネルは『論考』の著者として名声と信奉者を得つつあった。同業団体の不在は、新しい専門家共同体の形を決めた。それは「ある程度まで国家によって構成され、1803年以後のフランス医学全体と同じく官僚制への強い接合点をもつ」ものとならざるをえず、パリ医学校と救済院制度という高等教育の母体に加

えて、「国家官僚制の第二の部分、内務省」に堅く結びついた（同書 pp. 120-121）。ゴールドスタインはこれを「原型組織（proto-organization）」と呼ぶ——19世紀最初の十年に形をとり、最初の正式組織である医学心理学会（1852）の創設まで、純粹に非公式のまま機能した組織である。19世紀フランスに特有の「専門職」概念において最重要となるのは「国家との協働と国家による正統化」であり（同書 p. 122）、この層が法を必要としたのも、法がこの層を必要としたのも、この定義から帰結する。

エスキロールが層を作ったとはどういうことか。ピネルもサークルをもっていた。しかしそれは、成員相互の紐帯によってではなく各成員とピネルとの結びつきによって構成され、ピネルの庇護は印刷された賞賛——自著で新人の業績を引用すること——を典型とした。1828年、弟子の一人ブリシュトールは、コルヴィザールの影響力の長命とピネルの影響力の衰微とを比較して、その差を、ピネルが「制度的拠点における学生のネットワーク」を生成しなかったことに帰している（同書 pp. 124-127）。ゴールドスタインの表現では、ピネルはサークルを「相互作用する医師たちの生きた結社」としてではなく「テキストのコアパス」として、物象化された形で創出した（同書 p. 127）。エスキロールは、この構造を逆転させた。1817年にサルペトリエールで開いた臨床講義——この主題のみに充てられたフランス最初の講義——から意図的に自分の学生を獲得し、「構造の国家主義的基盤を強調しつつ、サークル内部の共同体感覚を集中的に培養する」二つの戦略を結合した（同書 p. 122）。1822年の開講講義で彼は学生に告げている——「この病は医師をある仕方では公行政と結びつける。医師は政府を精神の傾向（*la tendance des esprits*）について啓蒙する」（同書 p. 158）。そしてピネルと異なり、彼は弟子の就職斡旋という庇護機能を強調した——「専門の創設にピネルよりはるかに強く傾倒していた彼は、サークルを一過性に終わらせるわけにいかず、継続のためには制度的な根を与えねばならないことを知っていた」（同書 p. 141）。

その根は、パリにはなかった。エスキロールが1825年に去ったサルペトリエールの席は精神医学の訓練のない政府の恩顧者パリゼに渡り、ビセートルはフェリユスに渡った。パリの救済院ポストは政府の人事が優越する領域であった。エスキロールの層は、内務省と県知事を介した地方施設の主任医のポストによって作られた。ルーアンのサン＝ヨンにはフォヴィル——「県知事の要請により私がその名を挙げた」——、トゥールーズのラ・グラヴにはドレー——「私が行政に指名した者」——、ナントにはブーシェ

（1834）、レンヌのサン＝メアンにはシャンペイロン（1835）、ル・マンにはフェリユスの弟子エトック＝ドマジー。シャンペイロンは1848年に内相に宛てて「1835年、エスキロールが私をレンヌ精神病者施設の主任医にした」と、隠すところなく書いている（ゴールドスタインが引く AN F¹⁵ 3915 の書簡；同書 pp. 142-143, 160）。前章4.1でカステルから引いた「エスキロールはすでにルーアン、ナント、トゥールーズ、オーセール、レンヌなどに自らの弟子たちを配置していた」という一節は、この人名と経路によって裏づけられる。決定的であったのは、1818年から21年にかけて内務省で得た官僚との人脈と、繰り返しの地方巡察で得た地方行政との人脈であり、エスキロールはそれを「公的地位を欠きながら」行使した（同書 p. 142）。この最後の限定が重要である。1838年以前、この配置は制度化されていない。1838年法第1編と1839年の施行王令が、施設医師を「内相が任命し、内相が罷免でき、内相の定める俸給表で支払われる」官吏とし、施設に *élèves* を置かせて訓練機関として公式化したとき（同書 p. 276）、エスキロールの非公式の配置は初めて公式の身分に転化した。エスキロールが作ったのは核であり、法がそれを身分に変えたのである。

この形成には敗者がいた。1835年、レンヌの医師28名は、12年間非常勤で施設医を務めた同僚マセが「特殊な知識」をもつという「馬鹿げた口実」で「よそ者」のために即時解任されたことを、署名入りで抗議した（同書 p. 144）。「行政——それ自体パリからの発散——は地方の医療人材を軽んじ、パリの同等者を選好し、その選好を強制できた」（同書 p. 145）。同じ境界画定は法廷でも行われた。1826年に軍医コストが、正気の素人は「ピネル氏やエスキロール氏と同じく有能」だと書いたとき、ルーレは『公衆衛生・法医学年報』で「私は医師のあいだに区別を立てる」と応じ、専門施設に勤務する者だけが法廷で狂気を判定しようと宣言した（同書 pp. 187-188）。中間層の形成は、上に対しては司法との、横に対しては一般医との、二方向の境界画定であった。そしてこの層には、上からとも下からとも異なる第三の論理があった。王政復古・七月王政期の医師過剰（*encombrement*）のなかで、精神病者の医学は「専門（*spécialité*）」——パリの商業的俗語から生まれ、いかさま医療の嫌疑と隣り合わせだった語——として若い医師を引きつけ、「新専門への本格的入門と、精神医学の経歴で生計を立てる能力は、サークルという制度形態を通じてもたらされた」（同書 pp. 147-151）。専門職の再生

産と生計という論理が、国家の統治とも世帯の防衛とも別に、この層を動かしていた。

行政官僚層——一つの結社。上からの要請は、抽象的な「国家」から発せられたのではない。1818年10月、内務省救済・病院局長エドゥアール・ラフォン・ド・ラデバ——精神病者施設を地方の管轄から奪って単一の国家制度に溶接する関心を1813年以来抱いていた職業官僚——がエスキロールの『覚書』を「発見」し、四か月後にギゾーがその提案を再提出したことは、7.1で見た（同書 p. 137）。ゴールドスタインが加えるのは、この人脈がその後どこで保存されたかである。1820年のドカーズ内閣崩壊で計画が中断すると、ドクトリネールは1821年創設のキリスト教道德協会（*Société de morale chrétienne*）に「中断された政府の仕事」を移し、監獄・精神病者施設・孤児・公衆衛生を扱った。この協会は「七月王政の将来の人員がほぼすべて博愛の庇護の下でデビューした」孵化場であり、1838年法の起草と可決に名を連ねるガスパラン、ヴィヴィアン、ダルグー、モンタリヴェ、そしてラフォン・ド・ラデバがいずれもその会員であった（同書 pp. 279-280）。行政官僚層は、一つの結社的ネットワークであった。1830年の政権掌握とともに彼らは「ギゾーが放置した地点からちょうどそのまま」仕事を再開する。1833年9月、ダルグーの通達が各県の収容実態を照会し——その問9は各地に「優勢な狂気の原因」を尋ねており、エスキロールの「道德統計」構想の痕跡がそこに残った可能性がある（同書 p. 159）——、後任の内相が視察総監の職を創設して1835年10月、ピセートル主任医フェリュスを任命した（同書 p. 280）〔カステルは監察官職の創設を1836年とする（7.2）。任命と発令の年次差か、要照合〕。

フェリュスの1836年6月25日付の質問票は、この二つの層が融合した瞬間を一枚の文書で示している。それは1833年の照会項目を反復しつつ、新たに「施設に特別に付属する医師」の有無、往診の頻度、日々の観察ノートの有無、施設内での医師の権威の範囲、俸給を問うた——大臣の関心を引かなかった事項であり、「進行中の政府目的と専門職＝精神医学的目的の融合を証拠づける」（ゴールドスタインが引く AN F¹⁵ 3905, Dossier Charente；同書 p. 280）。ピネル・サークルの周縁から出発したフェリュスは、視察総監として、地方の施設医師の権威と俸給を国家の名で調査していたのである。法案を提出した内相ガスパランの経歴もまた、「上から」の力を一人の人物に凝縮している。キリスト教道德協会の古参、家畜伝染病を国家権力の介入対象として論じた著者、そして1834年リヨン絹織工蜂起を鎮

圧したローヌ県知事。彼は同じ在任中に県監獄の独房制と徒刑囚の鎖による移送の廃止を進めており、精神病者法案は「政府の優しい顔と厳しい顔を統合する」この一連の計画の一部であった（同書 pp. 282-283）。ゴールドスタインの総括は簡潔である。1819年以来、アリエニストの国家主義的志向は揺るがなかった。「目標の定式化と実現のあいだの二十年間に変動したのは、政府の受容性であった」（同書 p. 277）。本章冒頭の問い——なぜ1837-38年か——への答えは、ここにある。中間層の側の意志は定数であり、変数はドクトリネールの政権復帰であった。

第一の蝶番——隠された行政。精神医学層と行政層を結んだ定式は、1818年にエスキロール自身が書いている。『覚書』は言う——「医師はある意味で精神病者の病院の生命原理でなければならない。すべてを動かすのは彼であり……施設の物質面を統べ全職員を監督する行政の作用は隠されていなければならない。行政は医師の下した決定に決して異議を唱えてはならず……医師は誰も免れえない権威を与えられるべきである」（同書 p. 132）。同じ『覚書』が提案した20の特別公共施設の全国網——内相が所長と医師を任命し、各施設が複数県に奉仕し、県知事が運営に参加する——は、1838年法の骨格を二十年前に先取りしていた。1836年5月7日、レンヌのシャンペイロンは内相に宛てて、任命した医長に「部下の目には完全に専制的で、行政の直接的だが隠れた統制にのみ服する権威」を与えねばならないと書いた（同書 p. 144）。1837年、ファルレは全代議員に配布された小冊子で、「本質において父性的」な行政が入所を待つ精神病者の精神状態に安心を与える、と論じた（同書 p. 293）。そして1838年法と1839年王令は、施設医師を内相が任命・罷免する官吏とし、施設の内部で医師のみが恒常的に現前する体制を法文化した（6.3、7.6）。「隠された行政」の一語は、こうして、1818年のエスキロールの綱領、1830年代の弟子の実行、1838年の法文化という三つの段階を貫いている。サークルの一員アルシャンボーが法を「政治的医学（political medicine）」の傑出した例と呼び、1843年の『Annales médico-psychologiques』創刊号が「精神病の科学は今日疑いなく存在する」——それは医師のみならず「立法者」「政治家」の承認を受けたから——と宣言したのは（同書 p. 276）、この同盟の自己認識である。エスキロールが1822年に、アリエニストが政府の「道德統計家」となり人口の情念を政府に知らせることを提案し、1840年にルノーダンがオー＝ラン県の労働者階級の革命的潜在力を評価した覚書を添えて内相にアジュール職を求め、二年以内にムーズ県立ア

ジールの所長となったことは(同書 pp. 158-159, 284-285)、この同盟が一方的な取り込みではなく、精神医学層の側からの申し出でもあったことを示している。

司法専門職と第二の蝶番。第三の成分である司法専門職は、この過程で敵対者としてのみ現れたのではない。エスキロールの1818年案は、アジュール網を王立裁判所(*cours royales*)の管轄網に重ねて配置することを提案していた——精神病者の民事的地位と収容をめぐる法的問題のゆえに(同書 p. 136)。精神医学層は発生時に司法との接合を構想していたのである。ピネルもすでに1816年に、「法学の領域と医学の領域との相互の限界が確立されるにはなお遠い」と、境界紛争を地図の隠喩で自覚していた(同書 p. 167)。しかし司法との接合には二つの経路があり、両者は代替関係にあった。第五章で見たモノマニーの法廷への進出は、ゴールドスタインの定式では、「エスキロールが完全に新しい職務機能(アジュール)を創出して目標を達成しようとしたのに対し、ジョルジェは古く確立した専門職——法——が伝統的に占める領域からそれを切り出そうとした」(同書 p. 166)。1821年にモデル・アジュール計画が棚上げされ行政経路が閉じたとき、エスキロールは自身の科学的信念を修正してまで弟子の司法経路を是認し(同書 p. 193)、1838年法が行政経路を法で確保したとき、司法経路の教説は放棄可能になった(同書 p. 195)。層の存立が第一であり、教説は第二であった。ただし司法経路そのものは放棄されなかった。1836年、レンヌのシャンペイロンは、内相に「隠れた統制」を求めた同じ年に、レンヌ王立裁判所の委嘱でモノマニーの鑑定書を書き、「狂人の只中に常に住む者」としての自分の判定を一般開業医の判定の上に置いた(同書 pp. 175, 188)。一人の弟子が同じ年に両方の蝶番を体現している。モノマニーが退けられた後も、ファルレは「特別の科学」が *médecin aliéniste* をいっそう「法廷の自然に必要な補助者」にすると述べており、法廷証言は精神科医の最も威信ある機能であり続けた(同書 pp. 194, 196)。

司法との接合のもう一つの経路——禁治産——では、精神医学層は司法を迂回することを選んだ。1829年、ブリエール・ド・ボワモンは禁治産を「医療化」すること——宣誓した専門医を判事の助言者として手続に加えること——を提案したが、サークルはこの路線を追求しなかった。1830年革命とドクトリネールの政権掌握が進路を変えたのである。1832年10月、エスキロールが学士院で発表した隔離の理論(6.2)は、ブリエール案よりも「優雅な戦術的解決」

であった。隔離は「純粹に医学的操作」であり、禁治産の唯一の領分である財産管理とは無関係であるから、法的にも別のものとして、医師の統制下、判事の権限外に置かれるべきである——隔離の教義は「公式の誕生時から、精神医学の効力の主張としてよりも、*médecine mentale* の拡張を脅かす司法的干渉を論理的区別によって振り払う手段として提示された」(同書 pp. 286-291)。ゴールドスタインの言葉では、禁治産という司法的障害を乗り越えることこそ、精神医学の専門職的前進と政府の政治的目標とが最初に共有した大義であった(同書 p. 285)。「判事は *aliéniste* と患者のあいだに立っていた」(同書 p. 286)。1837年1月のガスパラン法案は、その判事を二度退けた——収容の前提としての禁治産を廃し、非禁治産者の収容を監督する官吏としても判事を置かなかった。法案の綱領はエスキロールの1832年覚書と事実上同一であり、ゴールドスタインは両者が事前に調整された可能性を留保付きで示唆している(同書 p. 292)。

この二重の排除に対して立ったのが、破毀院判事にして代議士のイザンベールである。7.3で彼の演説を司法的保障の自由主義的伝統の代弁として読んだが、ゴールドスタインはそこにもう一つの水準を見る。彼は「ドクトリネールに反対する左派自由主義者としての政治原則を語ると同時に、暗黙に自らの職能集団の特権を擁護していた」(同書 p. 296)。1837年4月7日の採決で230票中47票が反対に回ったのは、『*Courrier français*』によれば「もっぱら」判事に代えて県知事が市民の自由を裁定することへの異議からであった(同書 p. 296)。司法専門職は、行政官僚層と精神医学層の同盟に対して、管轄と職能の双方を守ろうとした第三の層であり、その抵抗は少数派に終わった。ただしこの層は一枚岩ではない。王政復古期の司法官は「権威の原理の発散」として選抜された一様に王党派の団体であり、モノマニー教説を「偽りの憐れみ」として攻撃し、ジョルジェを政治的 *persona non grata* にした——その結果、エスキロールは彼のために公立施設のポストを一度も得られなかった(同書 pp. 180-181)。1837年のイザンベールは、七月革命後に色を変えた同じ司法官団の、左派自由主義の側からの声である。そして法曹の側もまた、精神医学層より先に、あるいはそれに対抗して、境界を主張していた。1810年代から弁護士はピネルの *manie sans délire* を法廷の武器庫に加えており、1828年の弁護士ルニョーの反モノマニー論は職業的領域意識に動かされていた(同書 pp. 173, 185)。1836年11月、パリ医学部長クリュヴェイエは学生に向かって、「祭壇の奉仕者が失った影

響力」を継ぐのは法律家だという通念に反して医師こそ聖職者の正統な後継者だと述べている（同書 p. 4）。イザンベール論争と同じ年に、医師層と法律家層は、文化的権威の継承をめぐる職能間の競争を、当事者として自覚していたのである。

限定——完成した身分ではなく、核。三つの留保を付しておく。第一に、この同盟には議会の内部で抵抗があった。1838年2月の貴族院で、モンタランベール伯とプロイ公は「我々は医学アカデミーではない」と述べ、医学知識の流動性を法の永続性に取り込むことを拒んだ（同書 p. 294）。「政治的医学」は無条件の正統性ではなく、「政治そのものより政治的医学に従事の方が賢明」であるという政府の戦略的選択であった（同書 p. 295）。第二に、精神医学層と行政層の同盟には第三の当事者——修道会——が排除される側として存在した。両者を結んだ原理を、敵対者モンタランベールが最も簡潔に述べている：「科学は統一と規則性に完全に適する。慈善はまったく適さない」（同書 p. 305）。ドクトリネールが「官僚制と科学は本来両立し、官僚制と敬虔は本来対立する」と見たこと（同書 p. 284）は、彼らにアリエニストとの同盟を選ばせた当の洞察であり、視察総監フェリユスの報告がヴィヴィアンの反教権の攻撃の材料となったことは（同書 p. 303）、この同盟の情報回路の実例である。ただし第1条は修道会施設との協定を認め、施設網の均質化は敗れた（7.3）。第三に——これが最も重要である——1838年の時点で職能層は形成途上であった。エスキロール、フェリユス、レリュ、ロンドが貴族院で推した300～500床の国立施設案は、県当たり平均141人という数字を根拠にしながら退けられ、法は「各県一施設または協定」に落ち着いた（同書 p. 299）。1826年の風刺文書がすでに「ピネル派（*Pineliste*）」を職能の呼び名として用いていたにもかかわらず、「簡潔で独自の呼称の一般的採用は、この事業の完全な専門職統合を待たねばならなかった」（同書 p. 7）。エスキロールが作ったのは、1852年の医学心理学会と世紀後半の専門職統合に至る過程の核であって、完成した身分ではない。しかしその核が、上からの要請と下からの需要を一つの法文に接続する位置にあったこと——これが、本稿が「エスキロールが層を作った」と言うときの意味である。

7.6 小括——医学を統治技術に接ぎ木する

本章の結論を、エスキロール個人に引き戻して述べる。1838年法は、エスキロールが作らせた法ではない。それは、七月王政の行政国家が、自らの統治理念——理性ある

市民の秩序、責任ある行政による保護、ナポレオンの集権の維持——を狂気の領域に展開するために必要とした法であり——より正確には、ラフォン・ド・ラデバとギゾーが1819年に構想し、ダルグー、フェリユス、ガスパラン、ヴィヴィアン、モンタリヴェが1833年から38年にかけて選択した法であり——、その必要に対してエスキロール派の医学が「行政化可能な」形式を供給したのである。エスキロールが差し出したのは治療的隔離の教義と、それを担う専門家集団であった。行政が受け取ったのは、司法の関門なしに身体を自由を制限するための科学的追認である。見返りとして医学が得たのは、法文の水準では行政・司法と並ぶ第三の審級の地位、運用の水準では施設内に恒常的に現れる唯一の権力としての事実上の特権であった（第六章 6.3）。

この取引を、カステルは「政治科学としての精神医学」と呼んだ。彼の評価は両義的である。アリエニストは「自らの委任に密着し、何をしているかを知っており、それをしようとした」——そこに黄金時代の「良心の幸福」があった（同書 p. 208）。しかし同時に、「精神医学の装置が権力を得るのは、決して無償でも、それ自身のためだけでもない。それが正統な相手として承認されるのは、それを承認する当局に固有の困難を解決するかぎりにおいてである」（同書 p. 207）。1838年法が「行政的解決は法案の出発点であって到達点ではなく、医学的正当化はむしろ議会審議の産物であった」（姉妹論文5-2）という順序は、この観点からはじめて理解できる。上からの要請とはまず警察と財政の要請であり、治療の言語はそれを議会で通過させるために接ぎ木された。そして、その接ぎ木が可能であったのは、民法典の私法秩序と行政国家の公法的要請とのあいだに、革命以来調停されないまま残されていた裂け目に、医学が「楔のように」入り込んだからである（同書 pp. 33-34）。

本章が上からの要請として描いたこの構図は、しかし、それだけでは法の成立を説明しない。行政が収容の経路を用意しても、誰が、いつ、どのような事情でそれを発動させたかは別の問いである。その問いに答えるのは、収容を下から求めた世帯と地域の側の分析であり、それは姉妹論文「1838年法の政治経済学」の主題である。そして上と下のあいだには、7.5で見た中間の層がある。両稿を併せ読むとき、1838年法は、上からの統治の要請と下からの世帯経済の需要とが、中間層の手——県知事の署名と施設医師の証明書——において出会った記録として現れる。エスキロールは、その手の一方を作った人物であった。次章以下で

は、視点を再び同時代の観察者——文学者たち——に移し、この三層の構図のなかで社会がどのように自らを診断していたかを見る。

◆ 第八章 ブルジョワ社会の到来と文学者たちの社会診断

8.1 七月革命とブルジョワ社会の精神的矛盾

本章が文学者の証言を扱うのは、時代の空気を添えるためではない。第五章で見たモノマニーは、1830年代には医学の外に出て、社会が自らを診断する語になっていた。1836年、トクヴィルは J. S. ミルに宛てて、約束した論文を書けずに『アメリカのデモクラシー』に強迫的に戻ったことを詫び、「いま私は *la monomanie de la Démocratie* に罹っている」と書いた。1834年のバルザックは『絶対の探求』のバルタザール・クラスを「モノマニーが始まるときの頑固な固着」で描き、1832年の『Caricature』はドーミエの版画「大臣たちのシャラントン」で、ギゾーとダルグーを含む *juste-milieu* の名士16人を各々の強迫に耽るモノマニー患者として戯画化した^[78]（同書 pp. 152-153；バルザックはジョルジュの技術的著作に通じていた）。アカデミー・フランセーズは流通わずか30年の1835年にこの新語を採録し、同時期の入所登録簿では、*monomanie ambitieuse* がビセートルのモノマニー診断の四分の一以上を占めていた。ゴールドスタインはこれを、初期ブルジョワ社会の「自己形成（self-making）」の心性をモノマニーが「拡大し戯画化した」ものと読み、サルトルのアジール医師エトック＝ドマジーの言葉を引く——「世界と同じく、精神病者施設は情念のモザイクである」（同書 pp. 160-162）。序論でジュリアン・ソレルとラスティニャックの名を挙げたのは、この意味においてである。以下に見る文学者たちの社会診断は、精神医学が「野心のモノマニー」の名で分類したのと同じ対象を、別の言語で記録している。

1830年の七月革命は、単なる政権交代を超えた、社会構造の根本的变化をもたらした。アレクシ・ド・トクヴィルが『回想録』で回想しているように、この革命は「貴族制から金融制への移行」を決定づけた。封建的な血統や伝統ではなく、経済力と実務能力が社会的地位を決定する新しい時代が始まったのである。ルイ・フィリップの「市民王」としての即位は、この変化を象徴していた。

しかし、新しいブルジョワ社会は深刻な精神的矛盾を抱えていた。一方で個人の自由と理性的判断を重視しながら、他

方で激しい競争と金銭的成功への圧力を生み出していた。この矛盾は、精神的に敏感な個人にとって深刻な心理的負担となった。貴族社会の「憂鬱症」に代わって、「神経症」「ヒステリー」「躁鬱病」などの症状が中産階級に広まった。エスキロールの臨床記録は、これらの「近代的病気」の詳細な観察を含んでいる。

七月王政下で精神病者の処遇が立法の課題となった経緯は、前章で統治機構の側から追った。ここで一つ限定を付しておく。この時期のフランスは、なお人口の四分の三が農村に住む社会であり、都市人口が農村人口を上回るのは1931年を待たねばならない（姉妹論文「1838年法の政治経済学」1-1）。したがって「急速な都市化が伝統的な保護の仕組を解体した」という図式を全国に当てはめることはできない。都市化と世帯の流動化が収容の需要を直接に生んだのは、パリ・セーヌ県をはじめとする大都市に限られ、農村では世帯が病者を長く抱え込んだのちに、その防衛限界において行政に排除を求めた（同稿第二章）。以下に見る文学者たちの社会診断は、この都市の側——とりわけパリ——の観察であることを念頭に置いて読まれるべきである〔要確認：旧稿にあった「1832年の下院による貧困精神疾患患者費用法案の否決」は典拠を確認できないため本版では削除した。Castel 1976, pp. 197-198 の準備過程には該当する事項がない〕。

8.2 スタンダール——心理的リアリズムによる社会分析

スタンダールは『赤と黒』（1830年）^[45]において、七月革命直後のブルジョワ社会の精神的病理を鋭く描き出した。主人公ジュリアン・ソレルの「理性」と「情熱」の対立、「野心」と「良心」の葛藤は、ブルジョワ社会の成員が直面する根本的ジレンマの象徴であった。スタンダールは、このような心理的葛藤を個人の病理として扱うのではなく、社会システムの歪みの表現として理解していた。

『パルムの僧院』（1839年）^[46]では、主人公ファブリス・デル・ドンゴの「非合理的行動」を通じて、ブルジョワ的合理性そのものの限界が暴露される。ファブリスは、パルム公国の宮廷で繰り広げられる政治的陰謀の中で、純粋な感情と理想に従って行動し続ける青年として描かれている。16歳のファブリスは、ナポレオンの百日天下の知らせを聞くと、家族の反対を押し切ってフランス軍に合流しようとする。計算や利害を考慮することなく、純粋な理想に従って

行動する「非理性的」な行為は、パルム宮廷の老練な政治家たちには理解不能であった。

さらに象徴的なのは、ファブリスが監獄（ファルネーゼ塔）に幽閉された際の行動である。脱獄の機会があるにもかかわらず、クレリア・コンティとの精神的交流を重視し、現実的な判断を放棄する。ファブリスの「純粋さ」と宮廷の「合理性」の対比は、七月王政ブルジョワ社会が直面していた根本的矛盾を象徴している。真に人間的な価値を重視すれば社会的には「非合理」となり、社会的成功を追求すれば人間性を犠牲にしなければならない。この矛盾こそが、新しいブルジョワ社会の構造的問題であることを、スタンダールは文学的直観により把握していたのである。

8.3 バルザック——『人間喜劇』としての病理学

バルザックの『人間喜劇』は、七月王政ブルジョワ社会の包括的な病理学的解剖である。『ゴリオ爺さん』（1835年）^[47]のゴリオ老人の「父親愛の狂気」は、ブルジョワ社会の所有論理を極限まで推し進めた結果としての所有関係の病理として描かれている。

『ウジェニー・グランデ』（1833年）^[48]のグランデ老人の蓄財強迫症は、ブルジョワ的合理性の病的発現である。彼の「理性的」な金銭管理は、エスキロールが理想とした「合理的思考」の完璧な実現でありながら、同時に完璧な人間性の喪失でもある。バルザックの天才は、これらの「病理」を個人の異常ではなく、社会システムの正常な機能として描いたことにある。ブルジョワ社会の「正常性」こそが「狂気」を生み出すという逆説を、文学的直観により把握していた。

8.4 ユーゴー——社会的悲慘への告発

ユーゴーは『レ・ミゼラブル』（1862年）^[49]において、ブルジョワ社会が生み出す「社会的悲慘」を包括的に告発した。ファンティーヌの精神的崩壊は、彼女の「弱さ」の結果ではなく、ブルジョワ社会の道徳的偽善が生み出した必然的結果として描かれている。特に重要なのは、ユーゴーが「狂気」を個人の病気ではなく、社会の病気として捉えていることである。ユーゴーの社会改革への情熱は、1838年法の人道主義的側面を支える精神的基盤であった。しかし同時に、彼の文学作品は、法制度だけでは解決できない社会的矛盾の存在を鋭く指摘していた。

8.5 トクヴィル——『回想録』の政治的証言

トクヴィルは『アメリカの民主主義』（1835年、1840年）^[50]において、民主主義社会特有の精神的現象を理論的に分析した。「民主主義社会では、各人が自分自身に閉じこもり、家族や友人の小さなサークルの中に引きこもる傾向がある」という彼の観察は、ブルジョワ社会の構造的問題を的確に捉えていた。

しかし、トクヴィルの真の洞察は、政治家としての直接体験を記録した『回想録』（1850年代執筆）に表れている^[44]。ルイ・フィリップ体制について、トクヴィルは痛烈に批判している——七月王政下では、腐敗がシステムとなり、あらゆる階級に浸透していた、と。この「システム化された腐敗」こそが、社会全体の精神的荒廃と密接に関連していた。

1848年2月革命について、トクヴィルは政治的混乱を「集団的現象」として分析している。革命の最中に、最も理性的であるはずの人々が完全に判断力を失うのを彼は目撃した。恐怖と興奮が混ざり合い、普段は冷静な銀行家が狂人のように叫び、温厚な商人が殺人者のような目つきをしていた。これは、個人の病理ではなく「状況の病理」として政治的混乱を理解する先駆的観察である。

1848年6月の労働者蜂起を目撃した後、トクヴィルは国民議会で同僚に言った——「われわれに残されたのは所有権だけです」。封建制度のあらゆる特権が消失した今、財産だけが最後の防波堤となっていた。この発言は、貴族出身のトクヴィルにとって存在論的危機の告白であった。

そして1851年12月2日のルイ・ナポレオンのクーデターについて、トクヴィルは最も鋭い洞察を示している——民衆が自由を放棄して秩序を求めたこと、複雑な政治的自由よりも単純な権威による安定を選択したこと。この洞察は、1838年法が可能にした「自由の医学的剥奪」の政治版といえる。民衆が「治療」という名目で自由を放棄するのと同様に、有権者が「秩序」という名目で民主主義を放棄したのである。

トクヴィルの政治学的洞察は重要な含意を持っている。個人を社会から隔離して「治療」しても、社会構造自体が病理的である限り、根本的解決にはならないということである。エスキロールの隔離理論が見落としていた——あるいは意図的に捨象した——この問題は、文学者たちの社会観察によって初めて明確な形で提起されたのである。

第三部 第三共和政とピネル神話の完成

世俗的聖人伝の創造

◆ 第九章 第三共和政の思想的基盤——科学・理性・反教権主義

9.1 普仏戦争の衝撃と共和国の再建

1870年9月2日、セダンの戦いでナポレオン三世がプロイセン軍に降伏したとき、第二帝政は崩壊し、フランスは近代史上最も深刻な国民的危機に直面した。パリ包囲、パリ・コミューンの内戦、アルザス＝ロレーヌの喪失——この三重の屈辱は、フランスの国民的自尊心に深い傷痕を残した。

第三共和政（1870-1940）は、この廃墟のなかから立ち上がった政体である。しかし、その成立は容易ではなかった。王党派、ボナパルティスト、共和派が激しく争い、共和政が最終的に安定したのは1877年の「5月16日の危機」以降のことである。共和派が権力を掌握したとき、彼らが直面した根本的な課題は、フランス国民を共和国の理念のもとに再統合することであった。

この課題に対して共和派が採用した戦略の核心は、カトリック教会の社会的影響力を排除し、科学と理性に基づく世俗的共和国を建設することにあった。旧体制を支えてきたカトリック教会——とりわけ教育における教会の支配——を打破することは、共和国の存立にかかわる政治的急務であった。レオン・ガンベッタの有名な宣言「教権主義、それこそが敵だ」（*Le cléricalisme, voilà l'ennemi!*）は、この戦略を端的に表現していた。

9.2 フェリー法と世俗的教育の確立

ジュール・フェリー（1832-1893）が1881年と1882年に制定した一連の教育法は、第三共和政の国是を最も具体的な形で実現した立法であった。1881年6月16日の法律は公立小学校の無償制を定め、1882年3月28日の法律は初等教育の義務制と世俗制を確立した。さらに1886年10月30日のゴブレ法は、公立学校の教員を全員世俗の人員とすることを規定した。

フェリー法の意義は、単なる教育制度の改革にとどまらなかった。それは、フランス国民の精神的形成を教会から国家へと移管する、文化政策としての革命であった。「共和国の黒い軽騎兵」（*hussards noirs de la République*）

と呼ばれた教師たちは、共和国の使徒として全国の村々に派遣され、科学と理性に基づく道德教育を通じて、フランス国民の精神的統合を担った。

1882年11月2日の通達は、教室からの宗教的象徴の撤去を命じた。十字架像が教室の壁から外され、その代わりに掲げられたのは共和国の標語と、共和国が選んだ「世俗的聖人」たちの肖像であった。教会が聖人を持つように、共和国にも共和国の聖人が必要であった。科学と理性の名のもとに人類の進歩に貢献した偉大なフランス人——パスツール、ラヴォアジエ、そしてフィリップ・ピネル——が、その役割を担うことになる。

9.3 共和国が必要とした「世俗的聖人」

第三共和政が世俗的聖人を必要とした理由は、単に教会への対抗だけではなかった。普仏戦争の敗北は、フランス国民に深刻なアイデンティティの危機をもたらしていた。プロイセンの勝利はしばしば「プロイセンの教師の勝利」として語られ、フランスの教育制度の後進性が敗因として指摘された。フランスが再び偉大な国家として立ち上がるためには、フランスの科学と理性が世界に誇るべき成果を挙げてきたことを、国民に教育する必要があった。

ピネルは、この目的に極めて適した人物であった。なぜなら、彼の物語——精神病者を鎖から解放した啓蒙的医師——は、共和国が国民に伝えたかったメッセージのすべてを含んでいたからである。すなわち、科学的理性が宗教的迷信に打ち勝ったこと、フランス人が人類の人道の進歩の先駆者であったこと、そして革命の理念——自由・平等・博愛——がフランス社会のあらゆる領域で実現されたこと。

しかし、ここで想起すべきは、本稿第一章で明らかにしたように、「ピネルによる鎖からの解放」という物語は歴史的事実ではないということである。ピネル自身はこの出来事を自らの功績とは考えておらず、実際に鎖を外したのは看護長ブッサンであった可能性が高い。エスキロールがこのエピソードを政治的に利用し始め、スキピオ・ピネルが劇的な物語として完成させた「神話」が、第三共和政の手によって国家的プロパガンダの素材として大規模に動員されることになるのである。

◆ 第十章 ピネル神話の視覚的創造——ロベール＝フルーリーの絵画とその政治的文脈

10.1 政府の委嘱と画家の選択

1876年、フランス政府はトニー・ロベール＝フルーリー（Tony Robert-Fleury, 1837-1911）に一枚の絵画を委嘱した。主題は「サルペトリエールにおけるピネルによる精神病者の鎖からの解放」であった。この委嘱が行われた時期——第三共和政の成立からまだ六年、共和派が権力を確立しつつある政治的に微妙な時期——は、偶然ではない。

ロベール＝フルーリーは、著名な歴史画家ジョゼフ＝ニコラ・ロベール＝フルーリー（1797-1890）の息子であり、エコール・デ・ボザールで学んだ正統的なアカデミー画家であった。1866年のサロン初出品以来、歴史的テーマを扱った大画面作品で評価を確立しており、政府の委嘱画家として申し分のない経歴を持っていた。

本章が分析する2枚の絵をめぐる神話形成論は、グラディ・ス・スウェイン *Le sujet de la folie*（1977）に淵源する。本邦においては、菅原道哉らがこのスウェインの所論を『精神医学』誌に紹介しており^[61]、さらに遡れば神谷美恵子「『ピネル神話』に関する資料」（1973）、ピネル第2版のプッサン解放記述を本邦に初めて伝えた安田徳太郎『世紀の狂人』（1940）に至る受容史が存在する。ただしこれらはいずれもスウェインないしフランス語原典の紹介を主眼とするものであり、本章が論じるスキピオン・ピネルによる「クートン対決」場面の捏造とその反転構造、およびブルセ器質論への転向がもたらした理論的「裏切り」を補償する代替的記憶装置としての神話形成という構造分析は、これら先行紹介の射程を超えるものである。

注目すべきは、ピネルを主題とした絵画の先行作品がすでに存在していたことである。シャルル・ミュラー（1815-1892）は1849年に『1792年のピセートルにおけるピネルの鎖の解放』を制作し、国立医学アカデミーに架けられていた。しかし、この第二共和政期の作品にはまだ本格的なプロパガンダの性格は薄く、医学界内部の記念碑的作品にとどまっていた。第三共和政の政府がロベール＝フルーリーに改めて同主題の作品を委嘱したことの意味は、ピネル神話を医学界の内部記憶から国民的記憶へと格上げしようとする、明確な政治的意図を示している。

10.2 絵画の構図と政治的メッセージ

1876年のサロンに出品されたロベール＝フルーリーの『サルペトリエールにおけるピネル、精神病者を鎖から解放する』は、縦約4メートル、横約5メートルの巨大な画面に、劇的な場面を描いている^{注4}。

画面中央のやや右寄りに、白い服を着た女性が鎖を外される場面が置かれている。彼女は力なく佇み、その無抵抗な姿勢は女性の脆弱性と治療の必要性を同時に表現している。そのすぐ傍らに、命令者としてのピネルが立っている。彼の姿勢は落ち着いており、権威的であると同時に慈愛に満ちている——医師であり、救済者であり、そして啓蒙の体現者としてのピネル。画面の周囲には、さまざまな精神状態を示す女性患者たちが配置されている。衣服を引き裂く女性、うずくまるメランコリーの患者、虚ろな目で壁に繋がれた女性。

この絵画の政治的メッセージは多層的である。第一に、ピネルの行為は革命の理念——自由——の具体的実現として描かれている。鎖の除去は、アンシャン・レジームの暴虐からの解放の隠喩である。第二に、この解放を実現したのが科学的理性——医師の専門知識——であることが強調されている。宗教的慈善ではなく、医学的知識に基づく合理的判断が人間の苦しみを救済するという図式。第三に、患者が女性であることは、共和国の庇護のもとにある脆弱な存在——すなわちフランス国民——の象徴として読むことができる。

Ruiz-Gómezの分析が明らかにしたように^[59]、この絵画は普仏戦争敗北とパリ・コミュンの傷痕のなかで、「狂女の治癒」を「国民的再生」の象徴として提示する機能を果たしていた。フランスという「病んだ国家」を治癒するのは、科学的理性を備えた共和国の指導者たちである——ロベール＝フルーリーの絵画は、このメッセージを視覚的に伝達する装置であった。

10.3 サルペトリエールへの恒久展示と場所の神話化

完成した絵画は1876年のサロン出品後、サルペトリエール病院の講堂に恒久的に架けられた。この設置場所の選択は、単なる寄贈先の決定ではなく、場所そのものの神話化という効果を持っていた。

サルペトリエールは、もともとルイ十四世時代の火薬庫（*salpêtre*=硝石に由来する名称）を転用した施設であり、革命前には貧困者、売春婦、精神病患者、犯罪者が無差別に収容される「大監禁」の象徴的空間であった。ピネルの「鎖からの解放」の物語は、この場所を「解放の地」——旧体制の暴虐から共和国の人道主義への転換点——として再定義する機能を果たした。そしてロベール＝フルーリーの絵画がこの場所に架けられることで、サルペトリエールは「フランス精神医学の聖地」としての地位を視覚的に確立したのである。

この神話化の連鎖は、ジャン＝マルタン・シャルコー（1825-1893）によってさらに推進された。1862年にサルペトリエールに着任し、1882年に同院に神経学の講座を開設したシャルコーは、ロベール＝フルーリーの絵画が架かる講堂で講義を行った。若きジークムント・フロイトが1885-86年の冬にパリを訪れ、シャルコーの講義に出席した際、彼はこの絵画を目にしている。フロイトは後に、「講堂にはピネルが鎖から狂人を解放する場面を描いた絵が掛かっていた」と記している。

さらに注目すべきは、シャルコー自身がこの絵画に触発されて、1887年にアンドレ・ブレイエ（1857-1914）に『サルペトリエールにおける臨床講義』を委嘱したことである。ブレイエの絵画では、シャルコーが意識を失ったヒステリー患者ブランシュ・ウィットマンを前に講義する場面が描かれているが、白い服を着た女性患者のポーズは、ロベール＝フルーリーの絵画における鎖を外される女性を明確に踏襲している。こうして、ピネル→シャルコーという系譜が視覚的に構築され、サルペトリエールは「解放と科学の殿堂」として二重に神話化されたのである。

10.4 複製の大量流通と視覚的プロパガンダ

ロベール＝フルーリーの絵画の政治的影響力は、原画の展示にとどまらなかった。1876年7月16日付の『ル・ジュール・イリュストレ』紙は、この絵画の銅版画を掲載し、広範な読者層に「鎖からの解放」の図像を流通させた。写真版画（フォトグラヴィール）の技術により、この図像は医学雑誌、一般向け出版物、教育資料などを通じて大量に複製・流通した。

こうして、「鎖からの解放」は文字による物語から視覚的な図像へと変換され、文字を読まない層をも含む広範な国民に到達することが可能になった。第三共和政のプロパガンダにおいて、視覚的メディアの果たした役割は決定的で

あった。ピネル神話は、もはやテキストの世界に閉じ込められた物語ではなく、目で見て直ちに了解される「国民的記憶」の一部となったのである。

◆ 第十一章 学校教育と記念碑を通じたピネル神話の制度的浸透

11.1 世俗的道德教育におけるピネルの位置づけ

フェリー法が確立した世俗的教育制度において、ピネルの物語は「科学の勝利」と「人道主義的進歩」を教えるための模範的事例として組み込まれた。1882年の法律は、それまでの「宗教的・道德的教育」を「道德的・公民的教育」（*instruction morale et civique*）に置き換えたが、この新しい道德教育には、宗教的聖人に代わる「共和国の偉人」の物語が必要であった。

ピネルの「鎖からの解放」は、このような教育的文脈において理想的な素材であった。それは以下の教訓を一つの物語に凝縮していたからである。第一に、迷信と無知を科学的知識が打ち破ることの重要性——精神病患者を「悪魔憑き」として扱う教会に対して、医学的理性が勝利した。第二に、弱者に対する共感と博愛の精神——社会の最も弱い構成員である精神病患者の人権を守る行為は、共和国の理念——自由・平等・博愛——の実践そのものである。第三に、個人の勇気と使命感——権力に屈せず、自らの信念に従って行動した一人の医師の物語は、共和国の市民が備えるべき徳目の模範であった。

教科書への組み込みは、この物語を制度的に再生産する装置として機能した。小学校の道德教育の教材にピネルの物語が登場し、子どもたちは「鎖からの解放」の場面を読み、語り、場合によっては絵に描くことを通じて、共和国の価値観を内面化していった。フェリナン・ビュイソン（1841-1932）が編纂した『教育学・初等教育辞典』（1887年）^[55]は、第三共和政の教育理念を体系化した基本文献であるが、ここに示された「世俗的道德」の教育方針は、ピネルのような「科学の英雄」を教材として積極的に活用する方向を明確に打ち出していた。

11.2 記念碑の建立——神話の石化

1885年7月13日、サルペトリエール病院の前庭にフィリップ・ピネルの銅像が除幕された。この日付の選択は極めて意図的であった——翌7月14日は革命記念日（建国記念日）

であり、ピネル像の除幕をその前日に行うことで、ピネルを革命の理念の体現者として位置づけるメッセージが明確に発せられたのである。

Swainの研究が明らかにしたように^[58]、この日程設定はピネルを「革命の善い側面」の象徴として公認する政治的行為であった。革命には恐怖政治という「悪い側面」があったが、ピネルは革命の「善き精神」——自由と人道主義——を体現した人物として、共和国が公式に顕彰する対象となった。

ここで想起すべきは、第一章 1.1 で確認したピネルの歴史的事実である。Garraabé と Postel が伝えるように^[60]、ピネルは実際に「革命の善き側面」の人——共和派でありつつテロルを拒んだ穏健派ブルジョワ——であった。1793 年 9 月から 1794 年 7 月までピセートルに潜伏し、テルミドル反動を待って公的活動に戻ったという経歴は、共和国が国民的聖人として顕彰しうる素材として理想的であった。1885 年 7 月 13 日という日程設定は、ピネルのこの歴史的事実が共和国の必要とする「革命の善き精神」の象徴と過不足なく整合することを認知した、極めて精緻な政治的判断であったといえる。神話は無から作られたのではなく、実像のなかから時代の需要に応える側面を選択的に増幅した結果である——この素材論的構造は、ピネル神話の各段階を通じて作動していたものといえる。

銅像の建立は、神話の「石化」——流動的な物語が物理的な記念碑として固定される過程——を意味していた。物語は書き換えられうるが、石や銅に刻まれた記念碑は、より永続的な形で公共空間に存在し続ける。サルペトリエールの前を通るすべての人が、ピネルの像を——そしてその台座に刻まれた「鎖からの解放」の叙述を——目にするようになる。こうして、本来は歴史的事実に基づかない「神話」が、公共空間に物理的に定着し、検証の対象ではなく景観の一部となったのである。

11.3 プロパガンダの三層構造

以上を総合すれば、第三共和政によるピネル神話のプロパガンダは、三つの層から構成されていたことが明らかになる。

第一の層は視覚的層である。ロベール＝フルーリーの絵画とその大量複製は、「鎖からの解放」を文字を読まない層をも含む広範な国民に到達させた。絵画が架けられたサルペトリエールの講堂は、「聖地」として機能し、シャル

コー、フロイトを含む後世の医学者たちにピネル神話を伝達する場所となった。

第二の層は教育的層である。フェリー法に基づく世俗的道德教育は、ピネルの物語を教科書に組み込み、初等教育を通じて国民に——幼少期から——この神話を内面化させた。教室の壁から十字架が外され、その代わりに共和国の偉人の肖像が掲げられたとき、ピネルはパスツールやラヴォアジエと並ぶ「科学の聖人」の一人として位置づけられたのである。

第三の層は記念碑的層である。サルペトリエール前のピネル像は、神話を公共空間に物理的に定着させ、日常的な景観の一部とすることで、その「真実性」を問うこと自体を不要にした。記念碑は歴史の検証の対象ではなく、自明の前提として機能するからである。

この三層構造は、相互に補強し合うことで、きわめて強固な神話的装置を形成した。学校で物語を学んだ子どもが、サルペトリエールの銅像を見たとき、あるいは雑誌でロベール＝フルーリーの複製画を目にしたとき、教室で学んだ物語が「現実」として確認される。視覚・教育・記念碑の三つのチャンネルが同一のメッセージを繰り返すことで、ピネル神話はフランス国民の集合的記憶に深く刻み込まれたのである。

11.4 反教権主義との連動——「科学の光」対「宗教の闇」

第三共和政のピネル神話において特に効果的であったのは、反教権主義との連動である。中世以来、精神病者はしばしば「悪魔憑き」（*possession démoniaque*）として扱われ、その「治療」は教会の管轄であった。エクソシスム（悪魔祓い）、巡礼、聖遺物への祈願——これらの宗教的实践は、精神病者に対する迷信的対応の典型として第三共和政期のプロパガンダにおいて強調された。

この文脈において、ピネルの行為は「科学の光が宗教の闇を打ち破った」瞬間として描かれた。精神病者を「悪魔憑き」として鎖に繋いだのは教会的世界観であり、その鎖を断ち切ったのは科学的医学である——この図式は、歴史的にはかなりの単純化を含んでいたが、反教権主義的プロパガンダとしては極めて効果的であった。

実際には、革命前の精神病者の処遇は「教会の迷信」と「科学の理性」という二項対立では到底説明しきれない複雑なものであった。修道院の中には精神病者を人道的に処

遇していた施設もあり、世俗的な施設のほうがむしろ残酷な扱いをしていた事例も少なくない。しかし、第三共和政のプロパガンダはこのような歴史的複雑さを捨象し、「教会＝迷信＝鎖」対「科学＝理性＝解放」という明快な対立図式を構築した。ピネル神話は、1905年の政教分離法に至る第三共和政の反教権主義的政策を支える、文化的正統性の装置の一つとして機能したのである。

11.5 ピネルの「実像」との乖離の深化

第三共和政のプロパガンダが完成させたピネル像と、歴史的事実としてのピネルの実像との乖離は、時代を経るにつれてますます深まっていった。

本稿第一章で確認したように、ピネル自身は「鎖からの解放」を自らの功績とは見なしていなかった。彼にとって真に重要であったのは、精神病患者との対話的関係の可能性——「理性的対話の可能な存在」としての精神病患者の認識——であった。Swainの画期的な研究が明らかにしたように^[2]、ピネルの真の革新は物理的な「解放」ではなく、精神病患者の「主体性」の認識にあった。

ところが、第三共和政のプロパガンダは、まさにこの対話的・主体的な次元を覆い隠すものであった。ロベール＝フルーリーの絵画において、ピネルは能動的な「解放者」であり、患者は受動的な「解放される者」である。この図式は、ピネルが実際に実践しようとした対等な対話的関係とは正反対の権力関係を視覚化している。そして、この「解放者と被解放者」という非対称的な関係こそが、エスキロールが確立した制度的権力——患者を管理の対象とする精神科医の権威——を正統化する機能を果たしたのである。

つまり、第三共和政のピネル神話は、ピネルの真の革新を隠蔽しながら、エスキロールの権力構造を正統化するという、二重の歪曲を遂行していた。「ピネルが精神病患者を解放した」という物語は、精神科医という専門職が精神病患者の「解放者」であるという自己正当化の根拠として機能し、その「解放」の名のもとに行使される制度的権力への批判的検討を封じる効果を持っていた。

◆ 第十二章 神話が制度を支える——ピネル神話の構造的分析

12.1 神話の三段階的形成過程

本稿が明らかにしてきたピネル神話の形成過程は、三段階に整理することができる。

第一段階は、素材の形成期（革命期～復古王政、1790年代～1830年代）である。ピネル自身は「鎖からの解放」を特記すべき出来事として記録しなかったが、弟子エスキロールが1805年の学位論文で師の功績としてこのエピソードを強調し始めた。さらに1818年の記事では、政治的文脈に応じてこの物語の色調を変え、王政復古期に適合する形に調整した。スキピオ・ピネルは1836年にクートンとの対決場面を創作し、劇的な物語として完成させた。この段階では、神話は精神医学界の内部記憶としてのみ流通していた。

第二段階は、制度的正統化の時期（七月王政、1830年代）である。1838年法の制定に際して、精神科医の社会的権威を正当化する根拠として、ピネルの名が援用された。エスキロールが構築した権力構造——診断権・治療権・施設管理権の三位一体——は、「ピネルの遺産を制度として実現するもの」として提示された。1836年のスキピオ・ピネルの論文が医学アカデミーで公認された^[57]ことは、神話の学術的承認を意味していた。この段階では、神話は制度の正統性を基礎づける機能を獲得した。

第三段階は、国民的プロパガンダの完成期（第三共和政、1870年代以降）である。政府の委嘱によるロベール＝フルーリーの絵画（1876年）、サルペトリエール前のピネル像建立（1885年）、そしてフェリー法に基づく世俗的教育を通じた全国的浸透。この段階で、ピネル神話は精神医学界の内部記憶から、フランス国民全体の集合的記憶へと格上げされた。

12.2 神話の構成的機能——「嘘」と「真実」の彼岸

ピネル神話の分析が明らかにするのは、神話が単なる「嘘」でも「真実」でもなく、制度を成立させ維持するための構成的な力として機能するという点である。ピネルが精神病患者の処遇改善に貢献した医師であったことは歴史的事実である。しかし、「鎖からの解放」という特定のエ

ピソードが——ピネル自身がそれを重要視していなかったにもかかわらず——彼の業績全体を代表する物語として選択され、増幅され、制度化された過程は、歴史的事実の記録ではなく、社会的必要に応じた物語の構成である。

この構成は、各段階で異なる政治的必要に応じていた。復古王政期のエスキロールにとっては、師の遺産を政治的に利用しつつ自らの権威を確立する手段であった。七月王政期においては、1838年法の正統性を基礎づける歴史的根拠として機能した。第三共和政期には、反教権主義と科学的理性主義を国民に教育する模範の物語として動員された。同一の「素材」が、時代の政治的需要に応じて異なる形に加工され、そのたびに新たな機能を獲得していったのである。

本稿が新たに強調したいのは、この「素材」が単なる抽象的な歴史記号ではなく、ピネル個人の生における具体的な歴史的事実であったという点である。第一章 1.1 で確認したように、ピネルは実際に穏健派ブルジョワとしてテロルを拒み、友人トゥーレの庇護の下でピセートルに潜伏した医師であった。この実像——「革命の善き側面の人」としての歴史的核——が、各時代の神話形成の素材として動員された。復古王政期にはエスキロールが「扇動者から距離をとる学識ある医師」として引用し、七月王政期にはスキピオが「恐怖政治と対決する英雄」として劇画化し、第三共和政期には「革命の善き精神の体現者」として国民的聖人化した。注目すべきは、これらの加工がすべて同一の歴史的素材から派生していること、そしてそのうちスキピオの劇画化（「恐怖政治と対決する英雄」）は、ピネルが現実には恐怖政治から身を隠していたという史実の劇的な反転を含むものであったという点である。神話とは、こうして実像の選択的増幅と、時には素材の反転を含む劇的潤色とを通じて構成される、複雑な歴史的加工物なのである。

さらに付言すれば、各時代の神話形成は単に政治的需要に応じたものであったのみならず、各加工者自身の理論的立場とも深く絡み合っていた。第 1.3 節で詳しく論じたように、スキピオが父を「理論の人」から「英雄的行為の人」へと書き換えたのは、彼自身がブルセの器質論に転向することで父の道徳療法の理論的核心を放棄していたからであり、英雄譚としての父を顕彰することが、自らの理論的断絶を補償する唯一の方法であったのである。神話の素材論的構造は、こうして政治的需要・世代間の理論的断絶・個人的な記憶政治といった複数の力線が交叉する場として理解されねばならない。1836 年のスキピオの劇画化、1885 年の銅

像建立、そしてその間に挟まる「革命の善き側面の人」としてのピネル像の段階的構築は、これらの力線の交叉する地点に成立した複層的歴史的事象なのである。

12.3 神話による批判の封じ込め

ピネル神話が最も効果的に機能したのは、精神科医の権力に対する批判的検討を封じる装置としてであった。「ピネルが精神病患者を解放した」という物語は、精神科医が精神病患者の「解放者」であるという自己理解を支え、その「解放」の名のもとに行使される制度的権力への疑問を不当なものとして退ける効果を持っていた。

Swainの研究が明らかにしたように^[4]、この神話はピネルの真の革新——精神病患者を「理性的対話の可能な存在」として認識したこと——を覆い隠す機能を果たした。ロベール＝フルーリーの絵画において、ピネルは能動的な「解放者」であり、患者は受動的な「解放される者」である。この非対称的な関係の視覚化は、ピネルが実際に実践しようとした対等な対話的關係とは正反対のものであり、むしろエスキロールが確立した管理的権力——患者を統制の対象とする精神科医の権威——を正統化する図像であった。

したがって、第三共和政のピネル神話は、ピネルの真の革新を隠蔽しながら、エスキロールの権力構造を正統化するという、二重の歪曲を遂行していたことになる。

12.4 結語——神話と制度の循環構造

本稿が追究してきたのは、一人の野心的な精神科医が、師の遺産を政治的に利用しながら権力の頂点に登り詰め、その権力構造が神話的正統化を通じて永続化される過程であった。エスキロールの個人的野心と時代の社会的要請が交差するなかで形成されたピネル神話は、七月王政の制度的需要を経て、第三共和政の国家的プロパガンダによって完成された。この過程が明らかにしているのは、神話が制度を支え、制度が神話を必要とするという循環的構造である。

◆ 結論 エスキロールの逆説的現代性

一人の人間の中の野心と使命

J. Postelの結論によれば^[1]、「エスキロールは単なる精神医学の創始者ではなく、精神科医という専門職の制度的権力を確立した『偉大なボス（grand patron）』の原型であっ

た」。しかし、この「偉大なボス」は同時に、フランス全土を自費で巡り、藁の上で裸で横たわる精神疾患患者の悲惨を世に告発した人物でもあった。精神病院の建築に治療的環境の理念を導入し、患者の生活条件を具体的に改善した実践家でもあった。そして、法廷に専門知識をもたらすことで、多くの精神病患者を無知と偏見に基づく残酷な刑罰から救った医師でもあった。

トゥールーズの野心的な青年がパリで権力の梯子を登り詰め、師の継承者の座を確保し、神話を政治的に利用することを通じてフランス精神医学界の頂点に上り詰めた物語は、スタンダールの『赤と黒』やバルザックの『人間喜劇』の登場人物たちの物語と本質的に同じ構造を持つ。人脈と庇護関係の重要性、政治情勢を読む嗅覚、そして権力の腐敗的な魔力——19世紀フランス社会が生み出したこれらの特質が、エスキロールという一人の人物の生涯に凝縮されている。しかし、文学的野心家と異なるのは、エスキロールの野心が常に、精神医学という新たな専門職への真摯な使命感と不可分に結びついていたことである。精神疾患患者の悲惨な状況への義憤が権力拡大の原動力となり、拡大した権力が制度改革を可能にし、そして制度化された権力がさらなる社会統制の道具ともなっていく——この循環構造こそが、エスキロールの「逆説的現代性」の核心である。

神話の三段階的形成と制度の正統化

本稿が明らかにしたもう一つの核心は、ピネル神話の三段階的形成過程と、その制度的機能である。

第一段階（革命期～復古王政）において、ピネル自身が重視していなかった「鎖からの解放」のエピソードが、エスキロールとスキピオ・ピネルの手によって劇的な物語に構成された。第二段階（七月王政）において、この物語は1838年法の正統性を基礎づける歴史的根拠として動員された。第三段階（第三共和政）において、政府の委嘱によるロベール＝フルーリーの絵画、フェリー法に基づく世俗的教育への組み込み、サルペトリエール前のピネル像建立を通じて、ピネル神話は医学界の内部記憶からフランス国民全体の集合的記憶へと格上げされた。

この三段階の過程は、神話が「嘘」でも「真実」でもなく、制度を成立させ維持するための構成的な力として機能することを示している。各段階で異なる政治的必要に応えながら、同一の「素材」が時代の需要に応じて加工され、そのたびに新たな機能を獲得していった。そして一度確立

された神話は、精神科医の権力に対する批判的検討を封じる装置として作動し続けたのである。

そして、本稿が Garrabé と Postel のフィッシュ^[60]を介して新たに掘り下げたのは、この「素材」の具体的な歴史的內実である。すなわち、ピネル自身が穏健派ブルジョワとして革命を支持しつつテロルを拒否し、友人トゥーレの庇護下にビセートルに潜伏したという史実——「革命の善き側面の人」としての歴史的核——が、神話形成のあらゆる段階で素材として動員されてきた。神話は実像の否定や反転であるよりも、まず実像の選択的増幅であった。ただしスキピオの劇画化（恐怖政治と対決した英雄）のように、素材の特定側面を反転させる加工も、神話形成の典型的な操作の一つとして含まれていた。神話の力は、それが歴史的事実を完全に否定するからではなく、むしろ歴史的事実のなかから時代の需要に応える側面を選び、増幅し、必要に応じて反転させるという、繊細な加工作業を通じて発揮されるのである。

時代の子としてのエスキロール

バルザックが『人間喜劇』で描いたように、七月王政は「金銭が王となった」時代であった。しかし同時に、それは科学的合理性と人道主義的理念が社会改革の原動力となった時代でもあった。トクヴィルが『回想録』で記したルイ・フィリップ体制の「システム化された腐敗」、1848年革命における「集団的狂気」の観察、民主主義の自己破壊——これらの証言は、エスキロールが生きた時代の精神的風土を映し出している。

エスキロールの矛盾は個人的な欠陥ではなく、この時代の構造的矛盾の反映であった。人道主義と利益追求、科学的合理性と政治的計算、個人の自由と社会統制——これらの対立を個人の力で完全に解決することは不可能であった。しかし、まさにこの矛盾のなかで、エスキロールは精神医学の制度的基盤を構築し、1838年法という歴史的立法を実現した。その功罪は、時代の産物として評価されるべきである。

「時代の産物」という言葉に、本稿第七章は具体的な内容を与えた。1838年法を必要としたのは、理性ある市民の秩序を掲げ、責任ある行政による保護を自らの正統性の根拠とし、ナポレオンの集権を手放さなかった七月王政の行政国家である。エスキロールの医学はこの国家の要請に「行政化可能な」形式を供給し、司法の関門なしに身体を自由を制限するための科学的追認となった。見返りに医学が得

たのは、施設内に恒常的に現前する唯一の権力としての事実上の特権である。エスキロールの逆説的現代性とは、個人の野心と使命の両義性であるだけでなく、医学が近代官僚制の統治技術に接ぎ木された最初の瞬間に彼が立っていたという事実そのものでもある。この接ぎ木の下で、収容を実際に求めた世帯と地域が何を経験したかは、姉妹論文の主題である。

本稿第七章がさらに示したのは、この接ぎ木を行った手が誰のものであったかである。上からの統治の要請と下からの世帯の需要とは、それ自体では出会わない。両者を接続したのは、この二十年のあいだに形成された中間の層——1817年の講義から出発してエスキロールが地方の施設に配置した弟子たちの職能集団、キリスト教道德協会に発してダルグーからモンタリヴェに至る行政官僚のネットワーク、そして禁治産の関門を守り最後まで抵抗した司法専門職——であった。1838年法は、この中間層のうち前二者が同盟して第三者を退け、その同盟を法文の形で公認した記録である。エスキロールが「精神科医という専門職の制度的権力を確立した『偉大なボス』の原型」であったというポステルの評価^[1]は、この意味で正確である。彼が確立したのは、個人の権力ではなく、上と下のあいだに立つ一つの層の位置であった。そしてその層が、施設のなかで唯一恒常的に現前する権力として、以後一世紀半にわたり収容される者と向かい合うことになる。

1838年法の国際的影響と法改正の歩み

エスキロールが理論的基盤を提供した1838年法は、ヨーロッパ精神医学の制度化に広範な影響を及ぼした。イギリスでは1845年の精神病院法（*Lunacy Act*）がフランスの先例を参照しつつ独自の制度を構築し、ベルギー、イタリア、オランダなどもフランスモデルを参考に精神保健法制を整備した。ただし、フランスが行政権中心の制度（県知事による強制入院決定）を採用したのに対し、イギリスは司法権による統制を重視するなど、各国は自国の法的伝統に応じた独自の展開を遂げた。

1838年法は152年にわたりフランス精神医療の基本法として機能し続けたが、20世紀後半以降、二度の重要な法改正を経ている。いずれも患者の権利擁護の方向への改訂であった。

1990年6月27日法（法律第90-527号）は、1838年法を全面的に置き換えた最初の法改正である。正式名称「精神障害を理由に入院した者の権利と保護、およびその入院条件に

関する法律」が示すように、その主眼は患者の権利と保護に置かれた。主要な改正点は以下の通りである。第一に、任意入院（*hospitalisation libre*）を法的に正式な入院形態として確立し、精神障害を理由に入院する者が「他の原因で入院した患者に認められる個人の自由の行使に関する権利と同じ権利を有する」ことを明記した。第二に、同意なき入院についても「個人の自由の行使に対する制限は、その健康状態と治療の実施に必要なものに限定されなければならない。いかなる状況においても入院患者の尊厳は尊重され、その社会復帰が追求されなければならない」と規定した。第三に、不当な強制入院を防止するため、入院を正当化する医学的意見を複数化・差別化し、県精神科入院委員会（*commission départementale des hospitalisations psychiatriques*）を新設して監視機能を強化した。第四に、試験外出制度を法制化し、全日入院を伴わない外来治療や部分入院を通じた社会復帰への道を開いた。1990年法は1838年法の基本構造——行政権による強制入院決定——を維持しつつも、患者の権利保障を大幅に強化した点で、152年ぶりの重要な転換であった。

2011年7月5日法（法律第2011-803号）は、1990年法をさらに大幅に改正した。この法律の最大の革新は、「入院なき強制的治療」（*soins sans consentement*）の概念を導入したことである。すなわち、従来の「同意なき入院」

（*hospitalisation sans consentement*）を「同意なき精神科治療」に置き換え、強制的措置の対象を入院に限定せず、外来治療や訪問治療を含む「治療プログラム」

（*programme de soins*）という新たな枠組みを創設した。さらに、憲法院の判決（2010年11月26日、2011年6月14日）を受けて、全日入院が15日を超える場合に自由・拘禁判事（*juge des libertés et de la détention*）による司法審査を義務化した。これは1838年以来、フランス精神医療法制において初めて体系的な司法的統制が導入された画期的な改革であった。

2013年9月27日法（法律第2013-869号）は、2011年法の部分的修正として制定された。2012年4月20日の憲法院決定を受けて、患者の権利保護をさらに強化する方向での調整が行われた。司法審査手続きの整備、治療プログラムにおける強制措置の禁止の明確化、医学的証明書手続きの合理化などが主な改正点である。

1838年から2013年に至るこの法的変遷は、エスキロールが確立した権力構造が段階的に民主的統制の下に置かれていく過程として読むことができる。1838年法が医師に集中さ

せた三つの権力——診断権、治療権、施設管理権——は、1990年法による患者の権利の明文化、2011年法による司法審査の導入、2013年法によるさらなる権利保護の強化を通じて、漸進的に制約されてきた。しかし同時に、強制的精神科治療という制度そのものは——形態を変えながらも——存続し続けている。

(了)

NOTES

注

[注1] トゥーレ (Michel-Augustin Thouret, 1748–1810) は、解剖学者・公衆衛生学者で、革命期のパリにおいて医学教育改革の中核を担った人物。1794年に旧医学部の廃止後に新設されたパリ医科大学 (École de santé de Paris) の初代学長となり、ピネルの同大学教授就任 (共和暦 III 年・1794 年 12 月) にも関与している。ピネル研究者の通説では、ピネルの 1793 年 9 月のピセートル医師任命は、行政官として影響力のあったトゥーレが、穏健派ブルジョワとして恐怖政治と距離をとっていた友人ピネルを政治的危険から保護する目的で取り計らったものとされる。←

[注2] ジョルジュ・クートン (Georges Couthon, 1755–1794) はロベスピエール、サン＝ジュストと並ぶ公安委員会 (Comité de salut public) の中心メンバーの一人で、1794年テルミドール9日のクーデタで失脚、翌10日 (7月28日) にギロチンで処刑された革命家である。幼少期より関節疾患に悩まされ、1792年に髄膜炎との診断を受けたが病因は確定していない (多発性硬化症等の可能性も後世議論されている)。1793年頃より車椅子を常用し、国民公会への登壇姿はよく知られていた。下半身麻痺という身体的特徴はこのように史実として確立されているが、本文引用にある「女性のような柔らかな声」という細部がどの程度同時代の独立した証言に基づき、どこまでスキピオ・ピネルの文学的潤色にあたるかは、なお精査を要する。いずれにせよ、実在の政治家を「父ピネルの対決相手」として劇的場面に配した構成自体がスキピオの創作であり、神話形成における事実と虚構の交錯を示す興味深い事例と申せる (クートンの病歴と障害に関する医学史的検討は、A. Ohry & K. Ohry-Kossov, "Georges Couthon: a paralysed lawyer and leader of the French Revolution," *Paraplegia* 27, 1989, pp. 382–384 を参照)。←

[注3] フランソワ＝ジョゼフ＝ヴィクトル・ブルセ (François-Joseph-Victor Broussais, 1772–1838) は、革命戦争・帝政期の軍医を経て、1820年代以降ヴァル・ド・グラースおよびパリ大学の生理学教授を務めた医学者である。器質的・炎症性病変をあらゆる疾患の基盤と見る「生理学的医学」 (*médecine physiologique*) を主張し、ピネルの臨床的・哲学的方法論を全面的に否定した。1816年の

L'Examen de la doctrine médicale は同時代の医学的言説に決定的な転換をもたらし、1828年には *De l'irritation et de la folie* を刊行して精神疾患の器質論的還元を徹底化した。スキピオ・ピネルを含む1820年代の「進歩的精神科医」たち——ファルレ初期、ジョルジェ初期、Delaye、Calmeil、Bayle、Fovilleら——は、いずれもこのブルセの影響下にあり、Bayleによる進行麻痺 (*paralysie générale*) の発見もこの器質論的潮流のなかから生まれたものである。←

[注4] ロベール＝フルーリーの本画は1876年のサロン (出品番号1753、実寸は縦3.55 m×横5.05 m) に出品されている。菅原ほか (1985) はスウェインに依拠して本画を「1878年委嘱」とするが、1878年に医学心理学会 (Société médico-psychologique) が決定したのはピネル銅像の建立であり (完成1881年、サルペトリエール前への除幕1885年7月13日)、これは1876年サロン出品という本画の制作年とは別のことがらである。本章の年次記載と矛盾しない。←

REFERENCES

参考文献

- [1] Postel, J. *Éléments pour une histoire de la psychiatrie occidentale*, Paris, L'Harmattan, 2007. (引用箇所：序論、第一章、第二章、第三章、第四章、第六章、結論)
- [2] Swain, G. *Le Sujet de la folie : naissance de la psychiatrie*, Paris, Calmann-Lévy, 1977. Nouvelle édition avec préface de Marcel Gauchet, 1997. (引用箇所：第一章、第十一章)
- [3] Pinel, P. *Traité médico-philosophique sur l'aliénation mentale*, 2^e éd., Paris, J.A. Brosson, 1809. (引用箇所：第一章)
- [4] Swain, G. *Le Sujet de la folie*, op. cit. (引用箇所：第一章、第十二章)
- [5] Esquirol, É. *Des passions considérées comme causes, symptômes et moyens curatifs de l'aliénation mentale*, thèse de médecine, Paris, Didot Jeune, 1805. (引用箇所：第一章)
- [6] Esquirol, É. « Maisons d'aliénés », in *Dictionnaire des Sciences médicales*, t. XXX, Paris, Panckoucke, 1818. (引用箇所：第一章)
- [7] Swain, G. *Le Sujet de la folie*, op. cit. (引用箇所：第一章)
- [8] Pinel, S. *Traité complet du régime sanitaire des aliénés*, Paris, Mallet-Bachelier, 1836. (引用箇所：第一章)
- [9] Ibid., p. 56. (引用箇所：第一章)

- [10] Postel, J. *Éléments pour une histoire de la psychiatrie occidentale*, op. cit.（引用箇所：第二章）
- [11] Semelaigne, R. *Aliénistes et philanthropes*, Paris, Steinheil, 1912.（引用箇所：第二章）
- [12] Postel, J. *Éléments pour une histoire de la psychiatrie occidentale*, op. cit.（引用箇所：第二章）
- [13] Ibid.（引用箇所：第二章）
- [14] Esquirol, É. *Des maladies mentales*, Paris, Baillière, 1838. モノマニー概念の定式化について。（引用箇所：5.1）
- [15] Pinel, P. *La médecine clinique rendue plus précise et plus exacte par l'application de l'analyse*, Paris, Brosson, 1802.（引用箇所：第三章）
- [16] Postel, J. *Éléments pour une histoire de la psychiatrie occidentale*, op. cit.（引用箇所：第三章）
- [17] Pinel, P. *Nosographie philosophique*, 2^e éd., Paris, Brosson, 1802.（引用箇所：第三章）
- [18] Archives de l'Assistance publique, Paris, Fonds Salpêtrière, carton 6Q2 15.（引用箇所：第三章）
- [19] Swain, G. et Gauchet, M. *La pratique de l'esprit humain : l'institution asilaire et la révolution démocratique*, Paris, Gallimard, 1980.（引用箇所：第三章）
- [20] Postel, J. *Éléments pour une histoire de la psychiatrie occidentale*, op. cit.（引用箇所：第三章）
- [21] Pariset, E. *Histoire des membres de l'Académie royale de médecine*, Paris, Baillière, 1850.（引用箇所：第四章）
- [22] *Bulletin de l'Académie royale de médecine*, 1820-1821.（引用箇所：第四章）
- [23] Esquirol, É. *Mémoire sur les établissements des aliénés en France et les moyens d'améliorer le sort de ces infortunés*, Paris, Huzard, 1818.（引用箇所：第四章）
- [24] Ibid., p. 15.（引用箇所：第四章）
- [25] Delaunay, P. « Les médecins, la Restauration et la Révolution de 1830 », in *La Presse médicale*, 1931.（引用箇所：第四章）
- [26] Ibid.（引用箇所：第四章）
- [27] *Journal des débats*, 3 février 1823.（引用箇所：第四章）
- [28] Postel, J. *Éléments pour une histoire de la psychiatrie occidentale*, op. cit.（引用箇所：第四章）
- [29] Esquirol, É. « Maisons d'aliénés », op. cit.（引用箇所：第四章）
- [30] Swain, G. *Le Sujet de la folie*, op. cit.（引用箇所：第四章）
- [31] Pinel, P. *Traité médico-philosophique sur l'aliénation mentale*, 1^{re} éd., Paris, Richard, Caille et Ravier, 1801.（引用箇所：第五章）
- [32] Esquirol, É. « Isolement », in *Dictionnaire des Sciences médicales*, t. XXV, Paris, Panckoucke, 1817.（引用箇所：第五章）
- [33] Postel, J. *Éléments pour une histoire de la psychiatrie occidentale*, op. cit.（引用箇所：第五章）
- [34] Ibid.（引用箇所：第五章）
- [35] *Archives parlementaires de 1787 à 1860*, Paris, Paul Dupont, puis CNRS Éditions, 1867-.（引用箇所：第六章）
- [36] *Bulletin des lois de la République française*, Paris, Imprimerie nationale, 1838.（引用箇所：第六章）
- [37] Quétel, C. *Histoire de la folie*, Paris, Tallandier, 2009, pp. 286–289（第5部第1章「胎動と議論」——議事録中のピネルへの言及は p. 287、エスキロール『法案検討』の刊行時期と批判は p. 289）。（引用箇所：第六章）
- [38] Bentham, J. *Panopticon or the Inspection House*, Londres, T. Payne, 1791.（引用箇所：第六章）
- [39] Ibid.（引用箇所：第六章）
- [40] Esquirol, É. « Mémoire sur l'isolement des aliénés », in *Mémoires de l'Académie royale de médecine*, 1832.（引用箇所：第六章）
- [41] Lanteri-Laura, G. *Essai sur les paradigmes de la psychiatrie moderne*, Paris, Éditions du Temps, 1998.（引用箇所：第六章）
- [42] Loi du 30 juin 1838 sur les aliénés.（引用箇所：第六章）
- [43] *Journal officiel*, 19 mars 1857.（参考文献）
- [44] Tocqueville, A. de. *Souvenirs*, Paris, Gallimard, 1942. [Édition moderne : Paris, Gallimard, « Folio Histoire », 1999.]（引用箇所：第八章）
- [45] Stendhal. *Le Rouge et le Noir*, Paris, 1830. [Édition moderne : Paris, Gallimard, « Folio », 1972.]（引用箇所：第八章）
- [46] Stendhal. *La Chartreuse de Parme*, Paris, 1839. [Édition moderne : Paris, Gallimard, « Folio », 1972.]（引用箇所：第八章）
- [47] Balzac, H. de. *Le Père Goriot*, Paris, 1835. [Édition moderne : Paris, Gallimard, « Folio », 1971.]（引用箇所：第八章）
- [48] Balzac, H. de. *Eugénie Grandet*, Paris, 1833. [Édition moderne : Paris, Gallimard, « Folio », 1972.]（引用箇所：第八章）

- [49] Hugo, V. *Les Misérables*, Paris, 1862. [Édition moderne : Paris, Gallimard, « Bibliothèque de la Pléiade », 1951.] (引用箇所：第八章)
- [50] Tocqueville, A. de. *De la démocratie en Amérique*, Paris, 1835-1840. [Édition moderne : Paris, Gallimard, « Folio Histoire », 1986.] (引用箇所：第八章)
- [51] Goldstein, J. *Console and Classify: The French Psychiatric Profession in the Nineteenth Century*, Cambridge University Press, 1987. (参考文献)
- [52] *Mémoires de l'Académie de médecine*, 1836. (参考文献)
- [53] *Annales médico-psychologiques*, 1885. (参考文献)
- [54] Ruiz-Gómez, N. « The 'Scientific Artworks' of Doctor Charcot's Salpêtrière: Visual Culture and Pathological Expression », *Medical History*, vol. 57, no. 2, 2013, pp. 196-216. (引用箇所：第十章 ※本文註 [59] との対応要確認)
- [55] Buisson, F. *Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire*, Paris, Hachette, 1887. (引用箇所：第十一章)
- [56] Loi n° 90-527 du 27 juin 1990 relative aux droits et à la protection des personnes hospitalisées en raison de troubles mentaux et à leurs conditions d'hospitalisation. (引用箇所：結論)
- [57] Loi n° 2011-803 du 5 juillet 2011 relative aux droits et à la protection des personnes faisant l'objet de soins psychiatriques et aux modalités de leur prise en charge. (引用箇所：結論 ※本文註 [57] との対応要確認)
- [58] Loi n° 2013-869 du 27 septembre 2013 modifiant certaines dispositions issues de la loi n° 2011-803 du 5 juillet 2011. (引用箇所：結論 ※本文註 [58] との対応要確認)
- [60] Garrabé, J. et Postel, J. *Traité médico-philosophique sur l'aliénation mentale ou la manie de Philippe Pinel*, coll. « Les Fiches de lecture d'Universalis », Encyclopædia Universalis, format Kindle, 10 novembre 2015 (ISBN-13: 978-2852295728, 印刷版 17 頁相当). Postel 執筆部分のピネル伝記項目に、ピネルの革命期の政治的軌跡(穏健派ブルジョワとしてのテロル拒否、トゥーレの庇護によるピセートル潜伏)に関する簡潔な記述を含む。(引用箇所：第一章、第十一章、第十二章、結論)
- [61] 菅原道哉・池田商洋・奥平謙一・酒井正雄「ピネル神話の形成——2枚の絵をめぐる」『精神医学』27巻4号、1985年、473-478頁。スウェインによる2枚の絵(シャルル・ミュラー1849年作、トニー・ロベール＝フルーリー作)をめぐる神話形成論の本邦紹介。医学アカデミー・医学心理学会の制度的思惑とサルベトリエール対サンタンヌ(バル対マニャン)の学派对立を整理し、ピネルが公式にはブッサンを最初の解放者とし共和暦6年プレリアル4日(1798年5月23日)に40名を解放したと記したこと、エスキロールが1799年パリ着であり1793年の解放に立ち会えないことを指摘する。なお同誌27巻5号552頁に図1・図2の入れ違いを正す訂正が掲載されているため、同論文の図版を参照する際は留意を要する。本章 § 1.1 のスキピオン捏造説との関連では、同論文が伝える脱神話化の細部——スキピオンがコミューン委員トゥーラン(Toulan)の名をクートンと取り違えた可能性、1792年「50名が鎖に」に対するロシュフーコー報告の「10名」、クートンがピセートルを訪れた事実を示す公文書の不在——が本章の論拠を補強する。あわせて、大橋博司「ピネルをめぐる『詩と真実』」(『精神医学』13巻11号、1971年、1038-1039頁、巻頭言)、神谷美恵子「『ピネル神話』に関する資料」(津田塾大学研究紀要第5号、1973年)、安田徳太郎『世紀の狂人』(岩波新書、1940年)が本邦における「ピネル神話」認識のより早い層をなす。(引用箇所：第十章、第一章)
- [62] Mesmin d'Estienne, J. « La Maison de Charenton du XVII^e au XX^e siècle : construction du discours sur l'asile », in *Revue d'histoire de la protection sociale*, 2008/1, p. 19 sq. シャラントンが高額の寄宿料を前提とする等級制の施設であり富裕層を中心としていたことについて。一次史料として、Esquirol, É. « Mémoire historique et statistique sur la Maison royale de Charenton », in *Annales d'hygiène publique et de médecine légale*, t. XIII, 1^{re} partie, 1835 (単行抜刷 : Paris, Paul Renouard, 1835, 194 p.) . (引用箇所 : 5.3)
- [63] Mesmin d'Estienne, J. « La folie selon Esquirol. Observations médicales et conceptions de l'aliénisme à Charenton entre 1825 et 1840 », in *Revue d'histoire du XIX^e siècle*, n° 40, 2010, p. 95-112. 観察記録の非体系性・文学的性格、およびジェンダーを軸とする叙述についての本節の記述は同論文 § 18-26 に拠る。(引用箇所 : 5.3)
- [64] Balzac, H. de. *Adieu* (1830年初出。1835年に *La Comédie humaine* の *Études philosophiques* へ収録され現行の表題に確定)。ナポレオン軍のロシア撤退、とりわけ1812年のベレジナ渡河の惨劇を背景に、戦争外傷による女性の狂気を描く中編。シベリア抑留から帰還した将校フィリップ・ド・シュシは、かつて愛したステファニー・ド・ヴァンディエール伯爵夫人を狩猟中に偶然見出すが、彼女は夫の凄惨な死(流水による斬首)とシュシとの離別の衝撃から理性を失い、ただ「アデュー(さらば)」の一語のみを反復する状態に陥っていた。シュシは外傷の場面そのものを再現して記憶と理性を呼び戻そうと試み、その衝撃で彼女は一瞬正気を取り戻して彼を認識するが、直後に息絶える。なお本作および Goya « La Laitière de Bordeaux » (1825-27年頃)への言及は、エスキロール自身のカルテにおけるものではなく、その臨床記述の文学性を特徴づけるために Mesmin d'Estienne [63] が導入した比較である(同論文 § 26)。(引用箇所 : 5.3)

[65] Semelaigne, R. *Philippe Pinel et son œuvre au point de vue de la médecine mentale*, Paris, Imprimeries réunies, 1888, pp. 34–35. 本稿におけるクートン対決場面の仏文引用および前後の叙述（コミュニケーションへの陳情、鎖の使用状況、即日の改革着手、四十年間監禁されていたイギリス人士官の逸話）はすべて同書 pp. 34–35 に拠り、Internet Archive 所収の原本（オタワ大学旧蔵本）により直接確認した。邦訳：ルネ・スムレーニユ著、影山任佐訳『フィリップ・ピネルの生涯と思想』中央洋書出版部、1988年（原著刊行百年にあたる年の訳出）。ただし本稿掲載の訳文は邦訳を参照せず、上掲原本より直接訳出した拙訳である。（引用箇所：第一章）

[66] Castel, R. *L'ordre psychiatrique : l'âge d'or de l'aliénisme*, Paris, Minuit, 1976. (英訳: *The Regulation of Madness: The Origins of Incarceration in France*, trad. W.D. Halls, Berkeley, University of California Press, 1988.) (引用箇所：第四章 4.1 [pp. 105, 106, 142]、第五章 5.1 [p. 177]・5.2 [p. 176]、第六章 6.3 [pp. 168, 170, 171–172, 174]、第七章 7.1 [pp. 37–39, 192–198, 210–215]・7.2 [pp. 142, 197–199, 201, 218–219]・7.3 [pp. 201–204, 215–219, 224–227, 230]・7.4 [pp. 24–25, 29, 220, 228–230]・7.6 [pp. 33–34, 207–208]。頁は Minuit 版原書の印刷頁による。叢書「Le sens commun」48、ISBN 2-7073-0146-9。なお参照した電子版は 2016 年 11 月のデジタル刷であり、その巻頭著作一覧は本書を 1977 年と表記するが、フランス国立図書館総合目録は 1976 年と記録している。紙の原本による最終確認を要する）

現代研究（補完）

Postel, J. et Quételet, C. *Nouvelle histoire de la psychiatrie*, nouvelle édition, Paris, Dunod, 2012.

Gauchet, M. et Swain, G. *Dialogue avec l'insensé : essais d'histoire de la psychiatrie*, Paris, Gallimard, 1994.

Foucault, M. *Surveiller et punir : naissance de la prison*, Paris, Gallimard, 1975.

Foucault, M. *Le Pouvoir psychiatrique. Cours au Collège de France (1973-1974)*, Paris, Gallimard/Seuil, 2003.

Foucault, M. *Les Anormaux. Cours au Collège de France (1974-1975)*, Paris, Gallimard/Seuil, 1999.

Ozouf, M. *L'École, l'Église et la République, 1871-1914*, Paris, Armand Colin, 1963.

Agulhon, M. *Marianne au combat : l'imagerie et la symbolique républicaines de 1789 à 1880*, Paris, Flammarion, 1979.

Didi-Huberman, G. *Invention de l'hystérie : Charcot et l'iconographie photographique de la Salpêtrière*, Paris, Macula, 1982.

Goldstein, J. « Moral Contagion: A Professional Ideology of Medicine and Psychiatry in Eighteenth- and Nineteenth-Century France », in *Professions and the French State, 1700-1900*, ed. G.L. Geison, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 1984.

注記

Jacques Postel (1927-2022) について：精神科医・精神医学史家。サン・タンヌ病院元科長、パリ第7大学元教授。国際精神医学・精神分析史学会名誉会長。エスキロール研究の第一人者として知られた。

この論文はポストルの研究に多くを負っている。特に、未邦訳の論文集 Postel, J. *Éléments pour une histoire de la psychiatrie occidentale* の諸論文、Postel, J. et Quételet, C. *Nouvelle histoire de la psychiatrie* のエスキロールの章である。

[77] Postel, J. & Quételet, C. (dir.). *Nouvelle histoire de la psychiatrie*, Toulouse, Privat, 1983 ; 2^e éd., Paris, Dunod, 1994. とくに「革命から七月王政までのフランスにおける精神障害者に関する法制 (*La législation sur les aliénés en France de la Révolution à la Monarchie de Juillet*)」および「1838年法の採決 (*Le vote de la loi de 1838*)」の両章。1790年8月16–24日法・1791年7月19–22日法の要約、刑法典第64条と民法典第489条の「否定的な規定」、ルグラン・デュ・ソール (1881) の憤慨はこの章による。筆者の参照は自身の対訳原稿による〔要確認：両章の執筆者名と原書頁。Dunod 版で照合する〕。（引用箇所：第七章 7.3、7.4）

[78] Goldstein, J. *Console and Classify: The French Psychiatric Profession in the Nineteenth Century*, Cambridge, Cambridge University Press, 1987 ; 2nd ed., Chicago, University of Chicago Press, 2001. 本文の頁付けは筆者所蔵の版による。序論 (pp. 1–7 : 三つの並行する歴史、「具現化された権力」、*psychiatrie/aliéniste* の語史)、第4章「The politics of patronage」(pp. 120–151 : ピネル・サークル、1811年の後任推挙、1818–19年の講座事件とロワイエ＝コラル兄弟、『覚書』の綱領、内務省への参入、弟子の地方配置、レンヌの抗議、医師過剰と「専門」)、第5章「Monomania」(pp. 152–196 : 概念の定義、「道徳統計」構想、ジョルジュの法精神医学、1827年「覚書」、法律職との境界紛争、政治化、モノマニーの衰退)、第8章「The Law of 1838 and the asylum system」(pp. 276–321 : ドクトリネールとキリスト教道徳協会、ダルグー通達とフェリュス質問票、ガスパラン、禁治産の障害と隔離理論、イザンバール、カルマール・ド・ラファイエット、集権案の敗北、私設・修道会施設、施行)。あわせて同 *The Post-Revolutionary Self: Politics and Psyche in France, 1750-1850*, Cambridge (Mass.), Harvard University Press, 2005 (クーザン折衷主義と「自我」の公式哲学)〔要確認：後

- 者は未照合。7.1 の該当箇所は『Console and Classify』第7章の照合後に頁を付す〕。（引用箇所：4.2、5.1、5.2、5.3、7.1、7.5、8.1）
- [79] Rosanvallon, P. *Le Moment Guizot*, Paris, Gallimard, 1985. ドクトリネールの「能力（*capacités*）」による代表と「中道」の統治理念について。（引用箇所：第七章 7.1）
- [80] Halpérin, J.-L. *Histoire du droit privé français depuis 1804*, Paris, PUF, 1996. 民法典の禁治産（Art. 489–512）が家族会と裁判所を要件として家族の財産管理権を国家から守る私法秩序の装置であったことについて〔要確認：該当頁〕。（引用箇所：第七章 7.4）
- [81] Farge, A. & Foucault, M. *Le Désordre des familles. Lettres de cachet des Archives de la Bastille au XVIII^e siècle*, Paris, Gallimard/Julliard, 1982 ; Quétel, C. *Une légende noire. Les lettres de cachet*, Paris, Perrin, 2011 (ISBN 978-2-262-03466-5). 封印状の大部分が家族の請願によって発動されたこと、および「黒い伝説」としての封印状像の批判について〔要確認：該当章と頁〕。ケテルには別に *La Bastille dévoilée par ses archives*, présenté par C. Quétel, Paris, Omnibus, 2013 (ISBN 978-2-258-09839-8) がある。（引用箇所：第七章 7.4）
- [82] Balzac, H. de. *L'Interdiction* (1836), in *La Comédie humaine*, t. III, Paris, Gallimard, « Bibliothèque de la Pléiade », 1976. エスパール侯爵夫人による夫の禁治産請求と予審判事ボパノの調査。（引用箇所：第七章 7.4）

※ ※ ※